

<資料4>

千葉市国民保護計画

(原案)

平成18年10月

千葉市

目 次

第1編 総 則-----	1
はじめに(国民保護計画に関する市の基本的な考え方)-----	1
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等-----	2
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ-----	2
2 市国民保護計画の目的等-----	2
3 市国民保護計画の構成-----	3
4 市地域防災計画等との関連-----	3
5 市国民保護計画の見直し、変更手続-----	4
第2章 国民保護措置等に関する基本方針-----	5
第3章 武力攻撃事態及び緊急処理事態の想定-----	7
1 武力攻撃事態-----	7
2 緊急処理事態-----	7
第4章 市の地理的・社会的特徴-----	8
1 地理的特徴-----	8
2 社会的特徴-----	11
3 本市での留意事項-----	20
第5章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱等-----	22
第2編 武力攻撃事態等への備えと対処-----	23
第1章 平素からの備え-----	23
第1 組織及び体制の整備-----	23
1 市における組織・体制の整備-----	23
2 関係機関との連携体制の整備-----	28
3 通信の確保及び情報収集・提供体制の整備-----	31
4 研修及び訓練-----	37
第2 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え-----	39
1 避難に関する基本的事項-----	39
2 避難実施要領のパターンの作成-----	40
3 救援に関する基本的事項-----	40
4 運送事業者の運送力・輸送施設の把握等-----	41
5 避難施設の指定-----	41
6 生活関連等施設の把握等-----	42
第3 物資及び資材の備蓄、整備-----	45
1 市における備蓄-----	45
2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等-----	45
第4 医療救護体制の整備-----	47
1 初期医療体制の整備-----	47
2 後方医療体制の整備-----	47

3	広域的医療体制の整備-----	47
4	傷病者搬送体制の整備-----	47
第5	災害時要援護者等の支援体制の整備-----	49
1	災害時要援護者に関する配慮-----	49
2	社会福祉施設等における備え-----	49
3	児童生徒等の避難時の配慮-----	49
4	外国人に対しての配慮-----	49
第6	国民保護に関する理解の促進-----	50
1	国民保護措置に関する啓発-----	50
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発-----	50
第2章	武力攻撃事態等への対処-----	51
第1	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置-----	51
1	事態認定前における体制及び初動措置-----	51
2	市国民保護対策本部体制への移行-----	52
第2	市国民保護対策本部の設置等-----	53
1	市対策本部の設置-----	53
2	通信の確保-----	59
第3	関係機関相互の連携-----	60
1	国・県の対策本部との連携-----	60
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等-----	60
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等-----	60
4	他の市町村に対する応援の要求、事務の委託-----	61
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請-----	61
6	市の行う応援等-----	62
7	自主防災組織等に対する支援等-----	62
8	住民への協力要請-----	63
第4	警報の伝達、避難住民の誘導等-----	64
1	警報の伝達等-----	64
2	避難住民の誘導等-----	66
第5	救援-----	76
1	救援の実施-----	76
2	関係機関との連携-----	77
3	救援の内容-----	77
4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項-----	83
5	救援の際の物資の売渡し要請等-----	84
6	医療の実施の要請等-----	85
第6	安否情報の収集・提供-----	86
1	安否情報の収集-----	86
2	県に対する報告-----	87
3	安否情報の照会に対する回答-----	89

4	日本赤十字社に対する協力-----	93
第7	武力攻撃災害への対処-----	94
1	武力攻撃災害への対処-----	94
2	生活関連等施設における災害への対処等-----	95
3	NBC攻撃による災害への対処-----	97
4	応急措置等-----	100
第8	被災情報の収集及び報告-----	105
第9	保健衛生の確保その他の措置-----	106
1	保健衛生の確保-----	106
2	廃棄物の処理-----	107
第10	国民生活の安定に関する措置-----	108
1	生活関連物資等の価格安定-----	108
2	避難住民等の生活安定等-----	108
3	生活基盤等の確保-----	109
第11	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理-----	110
第3編	緊急処理事態への備えと対処-----	113
第1章	総論-----	113
第1	基本的考え方-----	113
第2	事態想定ごとの被害概要-----	114
1	攻撃対象施設等による分類-----	114
2	攻撃手段による分類-----	114
第3	平素からの備え-----	116
1	関係機関によるネットワーク等の構築と活用-----	116
2	市が管理する公共施設における警戒-----	116
3	対処マニュアル等の整備及び留意点-----	116
4	石油コンビナート等特別防災区域における備え-----	116
第2章	緊急処理事態への対処-----	117
第1	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置-----	117
1	事態認定前における体制及び初動措置-----	117
2	市緊急処理事態対策本部体制への移行-----	118
第2	市緊急処理事態対策本部の設置等-----	119
1	市緊急処理事態対策本部の設置手順-----	119
2	その他市緊急処理事態対策本部関連事項-----	119
第3	関係機関相互の連携-----	120
1	初動時における連携の基本モデルと主な役割-----	120
2	使用物質別の相互連携モデルと主な役割-----	122
第4	緊急処理事態への対処上の留意点-----	130
1	警報の通知・伝達-----	130
2	赤十字標章等の標章の取扱い-----	130

3 国民経済上の措置の取扱い-----	130
第4編 復旧等-----	131
第1章 応急の復旧-----	131
1 基本的考え方-----	131
2 公共的施設の応急の復旧-----	131
第2章 武力攻撃災害等の復旧-----	132
1 国における所要の法制の整備等-----	132
2 当面の復旧についての留意事項-----	132
第3章 国民保護措置等に要した費用の支弁等-----	133
1 国民保護措置等に要した費用の支弁、国への負担金の請求-----	133
2 損失補償、実費弁償及び損害補償-----	133
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん-----	133
4 県又は他の市町村等の応援を受けた場合の費用の支弁-----	133
【参考】	
用語の定義 -----	135

凡例

- ・【法第 条】における「法」は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）（平成16年法律第112号）」をいう。
- ・【施行令第 条】における「施行令」は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（国民保護法施行令）（平成16年政令第275号）」をいう。

第1編 総 則

はじめに（国民保護計画に関する市の基本的な考え方）

冷戦終結後、10年以上を経て、近年、大国間による本格的な侵略事態の可能性は低くなる一方、民族や宗教の対立等による地域紛争、国際テロなど、新たな脅威への対応が国際社会の差し迫った課題となっている。

平成13年の米国同時多発テロや日本近海における武装不審船出現は、国民に大きな不安を与え、新たな危機に備えることの重要性を再認識させることとなった。

我が国の有事関連法については、平成15年6月に「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（武力攻撃事態対処法）」が成立し、これを受けて、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」などが成立し、武力攻撃や大規模テロ等に対処するための国全体としての枠組みが整備されてきた。

我が国の平和と国民の安全を確保するためには、国際協調に基づく政府の外交努力などによって、武力攻撃等の発生を未然に防ぐことが何よりも重要である。しかし、こうした努力にもかかわらず、我が国の平和と国民の安全を脅かす事態が発生し、または、その恐れがある場合に、国民の生命、身体及び財産を保護することは、国や地方公共団体の使命である。

千葉市では、国民保護法や「国民の保護に関する基本指針」などに基づき、千葉県及び関係機関との連携を図りつつ、武力攻撃事態や大規模テロに備え、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、「千葉市国民保護計画」を策定し、市として責務を適切に果たしていきたい。

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、千葉市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務 【法第3条第2項、第172条第2項】

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ）及び緊急処理事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び千葉県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置及び緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）を的確かつ迅速に実施し、市域において関係機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ 【法第35条第1項】

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条第1項の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

2 市国民保護計画の目的等

(1) 市国民保護計画の目的

市国民保護計画は、市の国民保護措置等の実施体制、市が実施する避難や救援などの措置に関する事項、平素からの訓練、備蓄及び啓発に関する事項などを定めることにより、武力攻撃事態等及び緊急処理事態において市の国民保護措置等を的確かつ円滑に実施できるようにするとともに、市域に係る国民保護措置等の総合的な推進を図り、もって市民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃等による被害を最小にすることを目的とする。

(2) 市国民保護計画に定める事項 【法第35条第2項、第182条第2項】

市国民保護計画においては、国民保護法第35条第2項及び第182条第2項の規定に基づき、市域に係る国民保護措置等の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置等に関する事項等、次に掲げる事項について定める。

市域に係る国民保護措置等の総合的な推進に関する事項

市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項並びに第178条第1項及び第2項に規定する、国民保護措置等に関する事項

国民保護措置等を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

国民保護措置等を実施するための体制に関する事項

国民保護措置等の実施に関する他の地方公共団体その他関係機関との連携に関

する事項

上記のほか、市域に係る国民保護措置等に関し市長が必要と認める事項

また、本市は政令指定都市であることから、国民保護法第184条第1項に掲げる次の事項についても、県国民保護計画に準じて、市国民保護計画に定める。

- ・ 救援
- ・ 避難施設の指定等
- ・ 赤十字標章等の交付等
- ・ 医療関係者に対する実費弁償及び損害補償

(3) 市国民保護計画の対象となる者

市内に居住又は滞在している者（市外からの避難住民も含む。）

(4) 市国民保護計画の対象地域

市内全域（市域を越える避難を実施する場合は避難先地域も含む。）

3 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総 則

第2編 武力攻撃事態等への備えと対処

第3編 緊急対処事態への備えと対処

第4編 復旧等

4 市地域防災計画等との関連

(1) 市地域防災計画との関連

この計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処などについて定めるものであるのに対し、「千葉市地域防災計画」（以下「市地域防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づいて、台風や地震などの自然災害又は大規模事故などに対処するもので、別の法体系によるものである。

しかし、災害の発生原因は異なるものの、その災害の態様及びこれらへの対処には類似性があると考えられる。この計画では、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における特有の事項について定めており、この計画に定めのない事項については市地域防災計画等の定め例により対応する。

なお、国による事態認定が行われる前の初動段階では、原因不明の緊急事態に対し、その態様に応じ、大規模事故であるとの判断により市地域防災計画に基づく対処がなされる場合も想定される。

(2) 県石油コンビナート等防災計画との関連

石油コンビナート等に係る、武力攻撃災害や緊急対処事態における災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）の規定が適用されることから、市は、

県と連携し国民保護計画に基づく対処と併せて「千葉県石油コンビナート等防災計画」（以下「石油コンビナート等防災計画」という。）に基づく対処を行う。

5 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し 【法第35条第8項】

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置等に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置等についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続 【法第35条第8項、第39条第3項】

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第35条第8項及び第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、千葉県知事（以下「知事」という。）に協議し、市議会に報告し、公表する（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置等に関する基本方針

市は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置等に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重 【法第5条、第174条】

市は、国民保護措置等の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、救援のための物資の収容及び保管命令、救援のための土地、家屋及び物資の使用、警戒区域の設定による退去命令等の実施に当たって、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済 【法第6条、第175条】

市は、国民保護措置等の実施に伴う損失補償、国民保護措置等に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

このため、市は、これらの手続に対応する総合窓口を設置するなど必要な処理体制を確保するとともに、手続に関連する文書を、市公文書管理規則等の定めるところにより、適切に保存する。

また、市は、武力攻撃災害等による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等配慮を払う。

(3) 国民に対する情報提供 【法第8条、第183条】

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、国民に対し、武力攻撃等の状況、国民保護措置等の実施状況及び被災の状況等に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。このため、様々な広報手段を活用し、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努める。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保 【法第3条第4項、第172条第4項】

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と、国民保護措置等や武力攻撃災害等への対処等に関し、防災のための連携体制を踏まえつつ、広域的な連携体制を確保できるよう、平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力 【法第4条、第173条】

市は、国民保護法の規定により国民保護措置等の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、避難誘導や救援、被災者の救助等の実施に必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により必要な協力をするよう努めるものとされていることにかんがみ、市は、国民への協力要請に当たり、強制にわたることのないよう配慮する。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 災害時要援護者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 【法第9条、第183条】

市は、国民保護措置等の実施に当たっては、災害に対し自分の身体・生命を守るための対応力が不十分な高齢者、障害者、乳幼児、病弱者、日本語を解さない外国人など（以下「災害時要援護者」という。）及びその他特に配慮を要する者の保護などについて留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮 【法第7条、第183条】

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置等については、公正かつ中立な活動が行われていること等その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。

また、市は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置等については、放送の自律を保障することにより、その言論その他の表現の自由に特に配慮する。

なお、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置等の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等及び緊急対処事態の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保 【法第22条、第180条】

市は、必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援体制を確立すること等により、国民保護措置等に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、市は、国民保護措置等の実施に関し国民に協力を要請する場合には、当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時に十分提供すること等により、要請に応じて国民保護措置等に協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

(9) 地域特性への配慮

本市は、東京都心から約40kmの位置にあり、幹線道路や鉄道が集まる交通の要衝地であると同時に、県都として政治・経済・社会機能の集積地となっている。

一方、石油コンビナートや大規模集客施設などが存在し、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害においては、多大な人的被害や、生産・経済への二次被害が大きくなることが想定される。

市は、国民保護措置等の実施に当たっては、これら地域特性に特に配慮する。

第3章 武力攻撃事態及び緊急対処事態の想定

市国民保護計画においては、基本指針及び県国民保護計画における想定に従い、武力攻撃事態及び緊急対処事態として以下の類型を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、基本指針及び県国民保護計画において想定されている以下の四類型を対象とする。

類型	特徴	留意点
着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要	一般的に国民保護措置等を実施すべき地域が広範囲に渡ることを想定
ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定	攻撃当初は屋内に一時避難させ、関係機関が安全措置を講じつつ避難を実施
弾道ミサイル攻撃	発射された段階での攻撃目標の特定は極めて困難で、発射後極めて短時間で着弾	迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要であり、地下又は堅ろうな建物内への避難が中心
航空攻撃	航空機による爆撃であり、攻撃目標の特定が困難	地下又は堅ろうな建物内への避難等を広範囲に指示することが必要

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、基本指針及び県国民保護計画において想定されている以下の類型を対象とする。

なお、市は、緊急対処事態に対する対処については、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃と類似の事態が想定されるため、武力攻撃事態の対処に準じて行う

分類	類 型	事 態 例
対象施設等	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船への攻撃 ・原子力事業所等の破壊
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破 ・政治経済活動の中核（市役所、議会、交通施設、トンネル、電力・通信施設等）に対する攻撃
攻撃手段	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ダーティボム(爆薬と放射性物質を組み合わせたもの)等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地对する放射性物質、毒素等の混入
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

第4章 市の地理的・社会的特徴

市が国民保護措置等を実施するに当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等と、それらを踏まえた留意事項について、以下に記述する。

1 地理的特徴

(1) 位置及び面積

市は、首都東京（都心）の40km圏にあり、東京湾奥の東部に位置し西は東京湾に面し、東南北は9市町と隣接している。

市の面積は272.08km²であり、県面積の約20分の1を占める。なお、海岸線延長は約42kmである。

千葉市の位置等

位置	東 端	緑区小食土町	東 経	140°18'
	西 端	美浜区豊砂	東 経	140°01'
	南 端	緑区小山町	北 緯	35°29'
	北 端	花見川区横戸町	北 緯	35°43'
面 積		272.08km ²	公有水面埋立	33.88 km ²
ひろがり	東西	25.6km		
	南北	24.5km		
隣接市町	東	八街市、東金市、大網白里町		
	南	市原市、茂原市		
	北	習志野市、八千代市、佐倉市、四街道市		

(2) 地 形

千葉市の地形は、市域の5分の4を占める下総台地、その台地と東京湾との間に形成された幅の狭い低地及び海面の大規模な埋立て等による人工地形に大別できる。

下総台地は、千葉県北部一帯を占め、標高20～100mの比較的平坦な地形を形成している。

千葉市における下総台地は、印旛沼側と東京湾側の分水界となりながら、南東～北東方向に標高を減らし、緑区土気町善勝寺付近96.6m、緑区越智新田付近67.9m、若葉区大宮台付近36.3m、花見川区千種町付近27.5m、中央区都町付近5m、そして平均標高が21mの台地となっている。

また、「低地」は、都川・鹿島川・花見川沿いの谷底平野や氾濫平野、村田川下流から都川下流にひろがる海岸平野からなる。

谷底平野は、多くの場合都市化の進展により埋立て造成されており、また、花見川区の幕張本郷やこてはし台、稲毛区あやめ台、若葉区みつわ台、小倉台、千城台、そして緑区のおゆみ野などは大規模な人工改変地となっている。

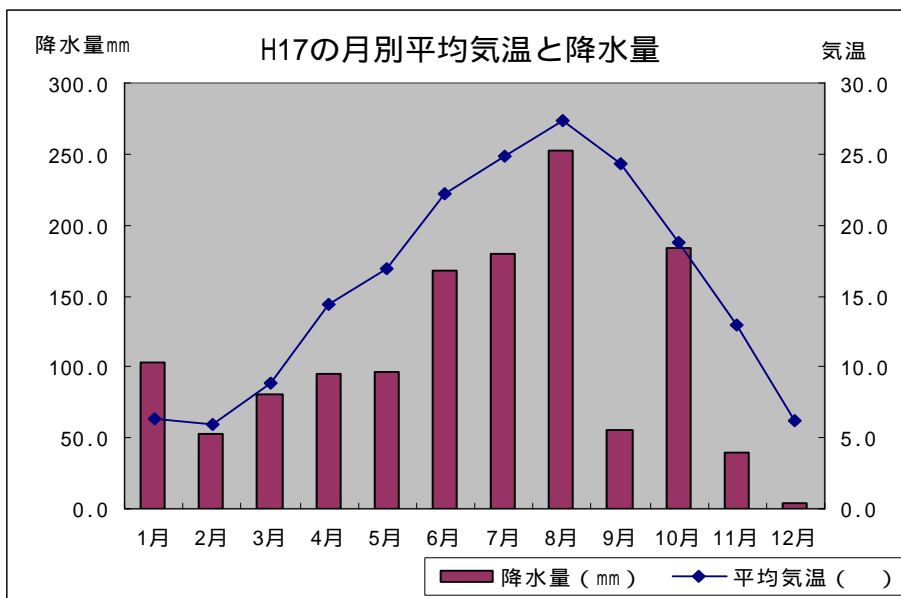
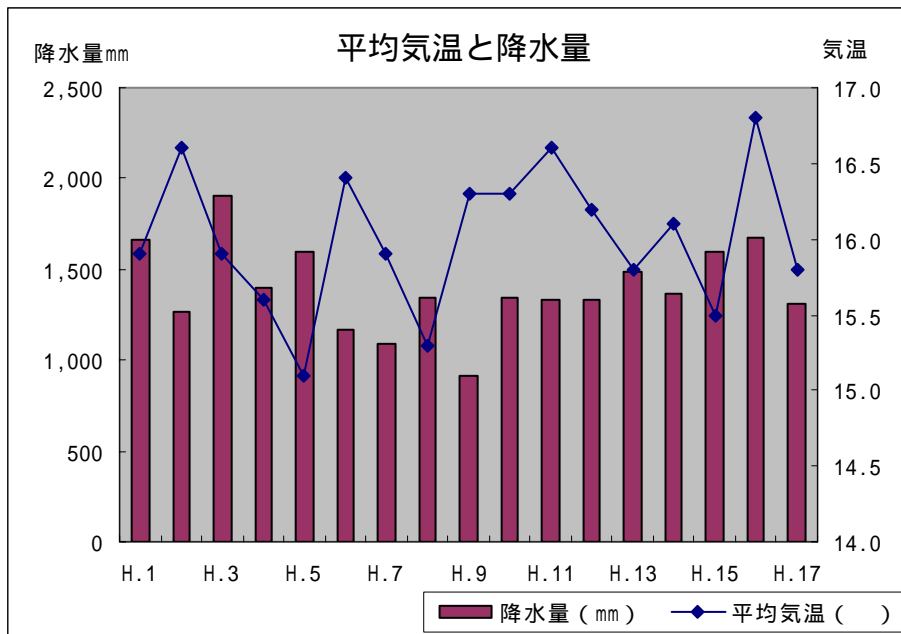


千葉市の地形

(3) 気 象

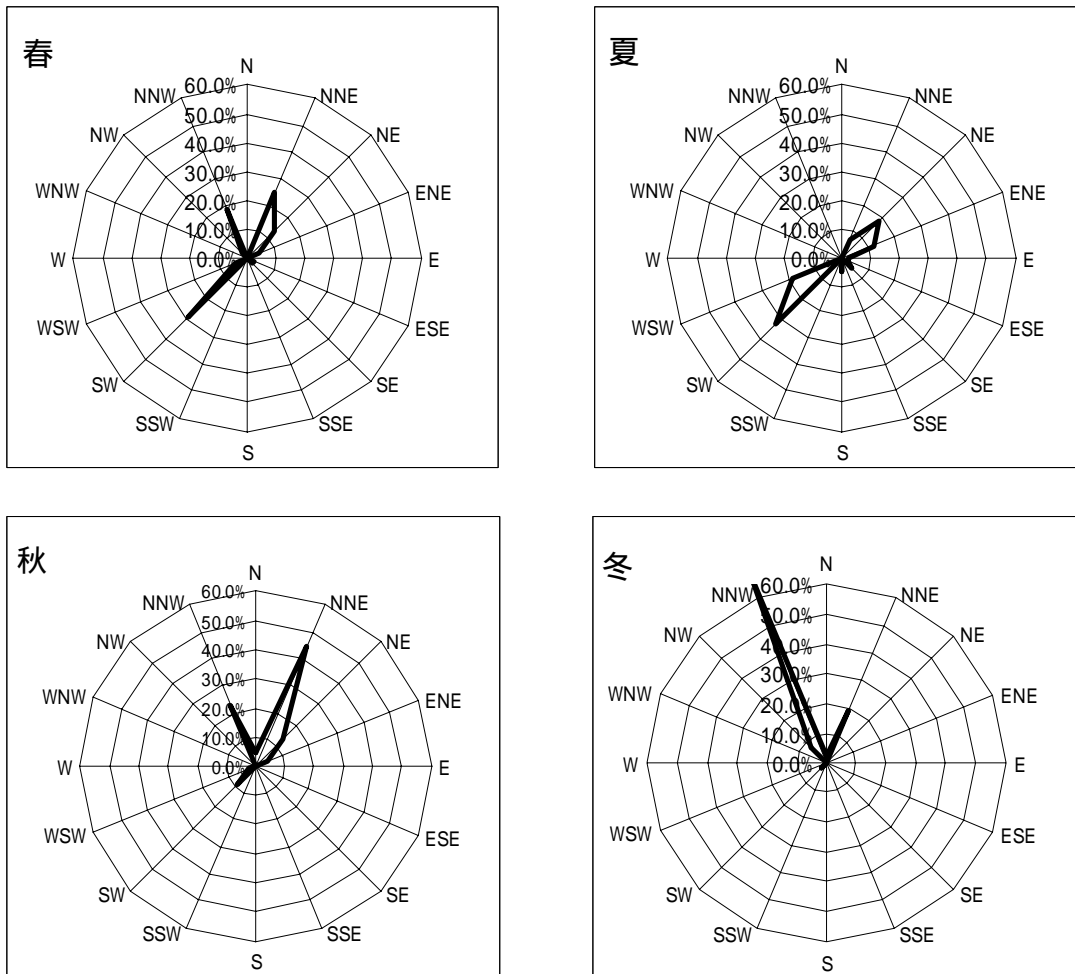
市の気候は温暖で、平成 17 年の年間平均気温は 15.8 で、年間降水量は 1,314.5mm となっている。また台風、高潮等の災害もまれで、比較的恵まれた自然環境にある。

市の気候



資 料 気象庁千葉測候所

また、風向は次ページのようになっており、春夏は北東、南西方向からの風が多く、秋は北北東、冬は北北西の風が多くなっている。



千葉地方気象台の風向出現率

データは気象庁アメダスによるH13.2～H18.1の5か年の月別旬別最多風向による。

2 社会的特徴

(1) 人口分布等

人口・世帯数

東京都心から40km圏にある立地条件や交通機関の整備、大規模団地の造成などによる宅地化の進展により千葉市の人口は、昭和30年代から50年代前半にかけて急激に増加した。

近年人口の伸びは緩やかになっているものの、平成18年3月31日現在の人口は924,063人で、世帯数は389,722世帯である。

平均世帯人員は、平成元年以降3人を割り続けており、核家族化の傾向が年々顕著になっている。

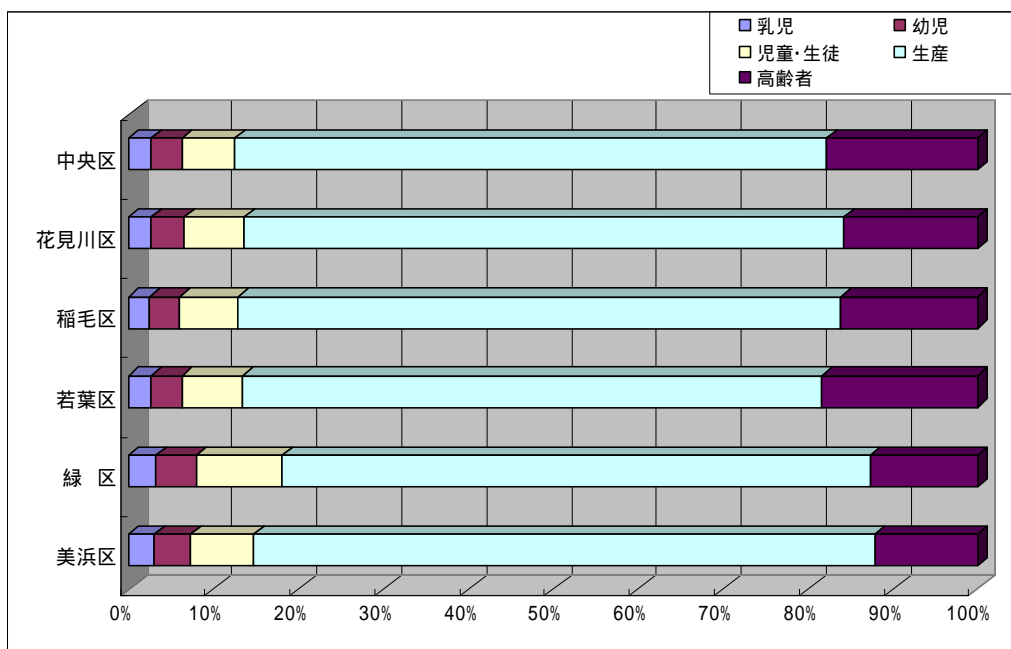
行政区別に見ると、市街地中心部である中央区と、東京に近い花見川区の人口が大きいですが、今後は、大規模住宅開発の見込まれる緑区及び美浜区の人口の増加が大きいと予測される。

平成18年3月31日現在では中央区(183,913人)と花見川区(180,906人)がほぼ同数であり、ついで若葉区(149,433人)、稲毛区(149,026人)の順となっている。

年齢構成

年齢別に見ると、全体において15歳未満が総人口に占める割合は14.0%、生産年齢人口である15～64歳の人口は69.5%、65歳以上の人口は16.5%（平成18年3月31日現在）となっている。65歳以上の全国平均は20.0%（平成17年）であり、全国平均に比べ若い人口構成となっている。しかし、今後出生率の低下等により高齢化が進むものと見込まれる。

区別年齢別人口構成



年齢階級別人口 (住民基本台帳 + 外国人登録) 単位：人

年齢	0~2 乳児	3~6 幼児	7~14 児童・生徒	15~64 生産	65~ 高齢者	計
中央区	4,991	6,648	11,849	127,127	33,298	183,913
花見川区	4,831	6,632	13,256	125,746	30,441	180,906
稲毛区	3,715	5,397	10,345	104,714	24,855	149,026
若葉区	3,756	5,366	10,756	100,367	29,188	149,433
緑区	3,475	5,350	11,344	78,342	15,128	113,639
美浜区	4,414	6,361	11,221	105,791	19,359	147,146
計	25,182	35,754	68,771	642,087	152,269	924,063

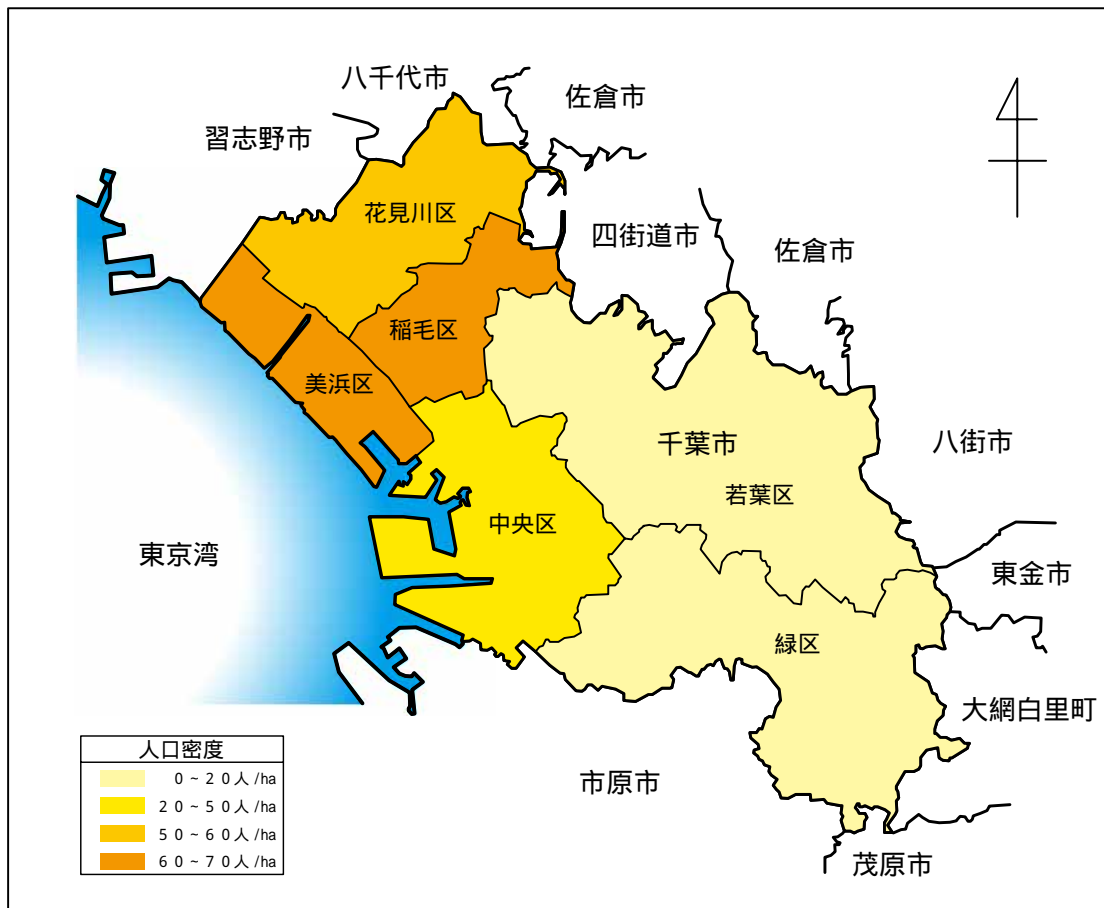
平成18年3月31日現在

人口密度

人口密度 (住民基本台帳 + 外国人登録)

	面積 ha	人口 人	人口密度 人/ha
中央区	4,481	183,913	41.0
花見川区	3,424	180,906	52.8
稲毛区	2,125	149,026	70.1
若葉区	8,421	149,433	17.7
緑区	6,641	113,639	17.1
美浜区	2,116	147,146	69.5
計	27,208	924,063	34.0

平成 18 年 3 月 31 日現在



区別人口密度図

昼間人口

平成 12 年 10 月 1 日国勢調査時の常住人口 887,164 人から年齢不詳の人口を除いた夜間人口 883,008 人より、日々通勤・通学している定常的な移動人口である流出・流入人口を加減

して算出した昼間人口は858,702人で、前回国勢調査時(平成7年)に比べ28,363人、3.4%増加している。

昼間人口算出には、旅行、買い物、娯楽などのための非日常的な移動は含まない。

また、幼稚園、保育所に定常的に通っている幼児についても移動人口としてとらえていない。

ア 流出入口

千葉市民で千葉市外を従業・通学地とする流出入口は平成12年国勢調査時201,875人で、前回に比べ13,481人、6.3%減少している。

イ 流入人口

千葉市を従業・通学地として市外から流入する人口は平成12年国勢調査時177,569人で、前回に比べ11,533人、6.1%減少している。

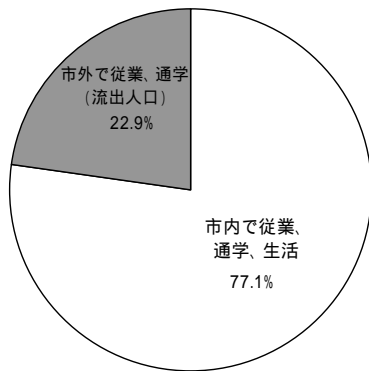
ウ 昼夜間人口比率

平成12年国勢調査で昼間人口を見ると次表のとおりであり、市全体では夜間人口と昼間人口はほぼ同じである。行政区別では、中央区が144%、美浜区が107%と昼間人口が夜間人口を上回っているが、他の4区は逆に、夜間人口が昼間人口を上回っている。

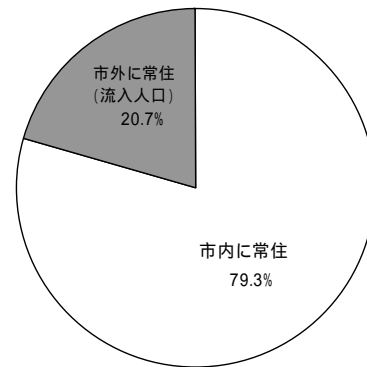
昼夜間人口比率

区分	夜間人口(A)	昼間人口(B)	昼夜間人口比率 (B/A) × 100
中央区	170,481	245,371	143.9
花見川区	179,529	131,443	73.2
稲毛区	147,475	135,926	92.2
若葉区	149,276	123,238	82.6
緑 区	101,721	79,268	77.9
美浜区	134,526	143,456	106.6
計	883,008	858,702	97.2

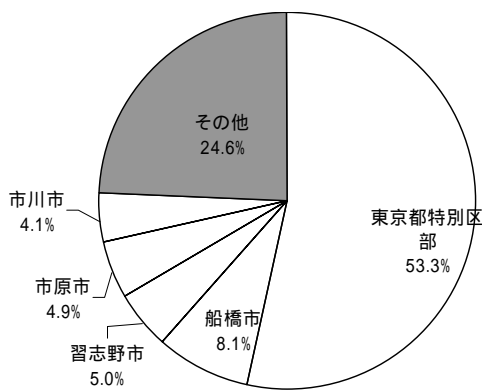
国勢調査(平成12年 総務省統計局)



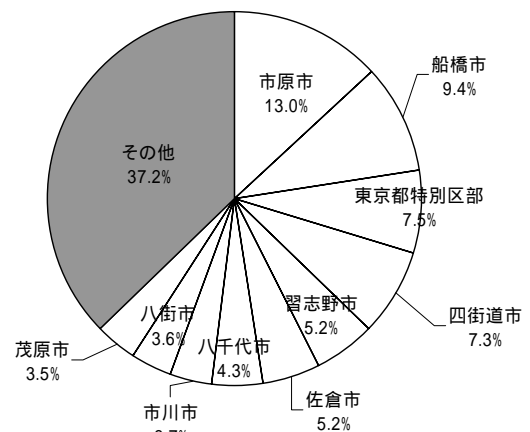
夜間人口 883,008 人



昼間人口 858,702 人



流出人口割合内訳 201,875 人



流入人口割合内訳 177,569 人

(2) 都市構造等

市街地開発の状況

本市は、中心市街地を形成する「千葉都心」、研究開発、学術・教育機能、コンベンション施設が集積する「幕張新都心」、新たな産業や都市機能の集積が進められている「蘇我副都心」の3つの中心市街地を持ち、多心型都市構造をとっている。これらの中心地を核として、広域的な都市基盤整備が行われている。

大規模集客施設等

千葉都心では、そごう千葉店や三越千葉店、千葉駅ビル（ペリエ）など大規模商業施設が立ち並び、県内交通の要衝である千葉駅を中心に、毎日、不特定多数の人が通勤、ショッピング、娯楽などのため、集まっている。

幕張新都心では、国際業務機能、研究開発機能、学術・教育機能等の集積が進んでおり、平日の朝から夕方を中心に、多くの通勤者・通学者が出入りしている。また、幕張メッセや千葉マリスタジアムなどの大規模集客施設が立地しており、週末や祝日を中心に、不特定多数の人が訪れている。

蘇我副都心では、大規模商業施設（アリオ蘇我など）があり、週末や祝日を中心に不特定多数の人が訪れている。また、フクダ電子アリーナは、サッカーの試合開催日には多くの人が訪れている。

以上の他、郊外には大型駐車場を備えた大規模店舗が多数見られ、週末や祝日を中心に不特定多数の人が訪れている。

建物分布等

本市の建物の棟数（平成17年1月1日現在）は、212,778棟で、このうち木造家屋は、全体の75.0%にあたる159,516棟（千葉市統計書平成17年度版）であり、美浜区を除く全ての区で木造家屋の比率は75%を超えている。

また、百貨店、映画館、ホテル、病院など、不特定多数の人々が入り出りする施設で、消防法で定める特定防火対象物となっているものは、4,191（平成18年4月1日）あり、特に中央区に集中している。

ライフライン施設

項目	指標値	単位	時点・期間
電灯消費量	1,454,535	1000kWh	平成16年
電力消費量	2,871,232		
都市ガス消費量（家庭用）	101,408	1000m ³	平成16年
上水道給水人口	880,458	人	平成16年度
上水道給水区域人口	916,937		
上水道年間給水量	94,791	1000m ³	平成16年度
下水道処理区域人口	862,962	人	平成16年度末
下水道処理区域面積	112.3	km ²	
下水道普及率	94.1	%	
加入電話数	372,776	台	平成16年度末

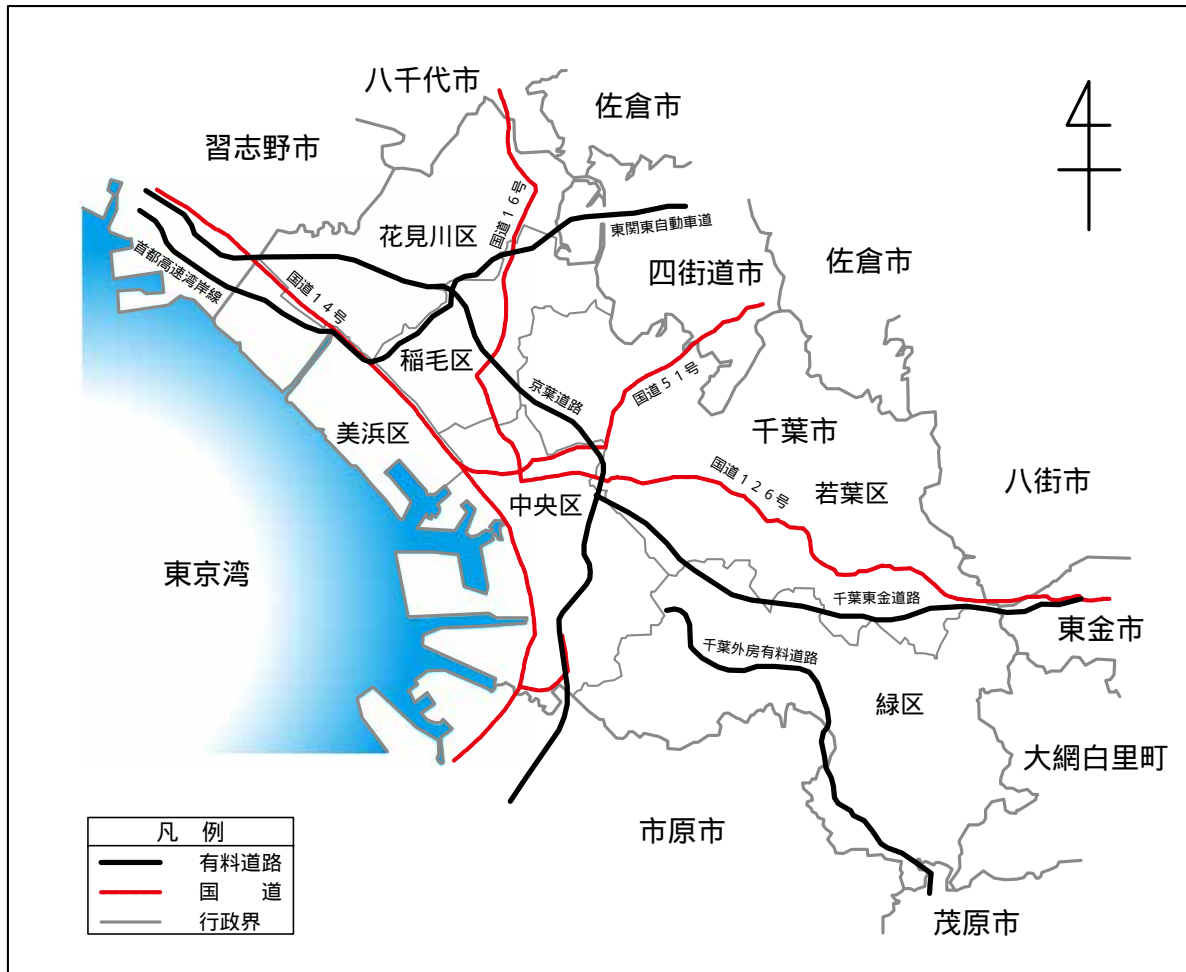
千葉市統計課

(3) 交通

道路

千葉市の自動車専用道路網は、東京・成田・東金・内房の各方面を結ぶ東関東自動車道水戸線、東関東自動車道館山線、京葉道路及び千葉東金道路から構成され、市域内には、12箇所インターチェンジが設置されている。

さらに、広域道路として千葉都心部を中心に国道14号、16号、51号、126号及び357号並びに千葉鎌ヶ谷松戸線、千葉茂原線、生実本納線（千葉外房有料道路）等の主要地方道が放射状に伸び周辺市町村と連絡している。



道路の位置

鉄 道

千葉市の鉄道網は、東京湾臨海部の住宅、商業及び工業地域の動脈となるJR総武本線、内房線及び京葉線、それとほぼ平行する京成電鉄線からなる南北軸と、市中心部から内陸部に向かうJR外房線及び総武本線、そして千葉都市モノレールの放射軸とで構成される。

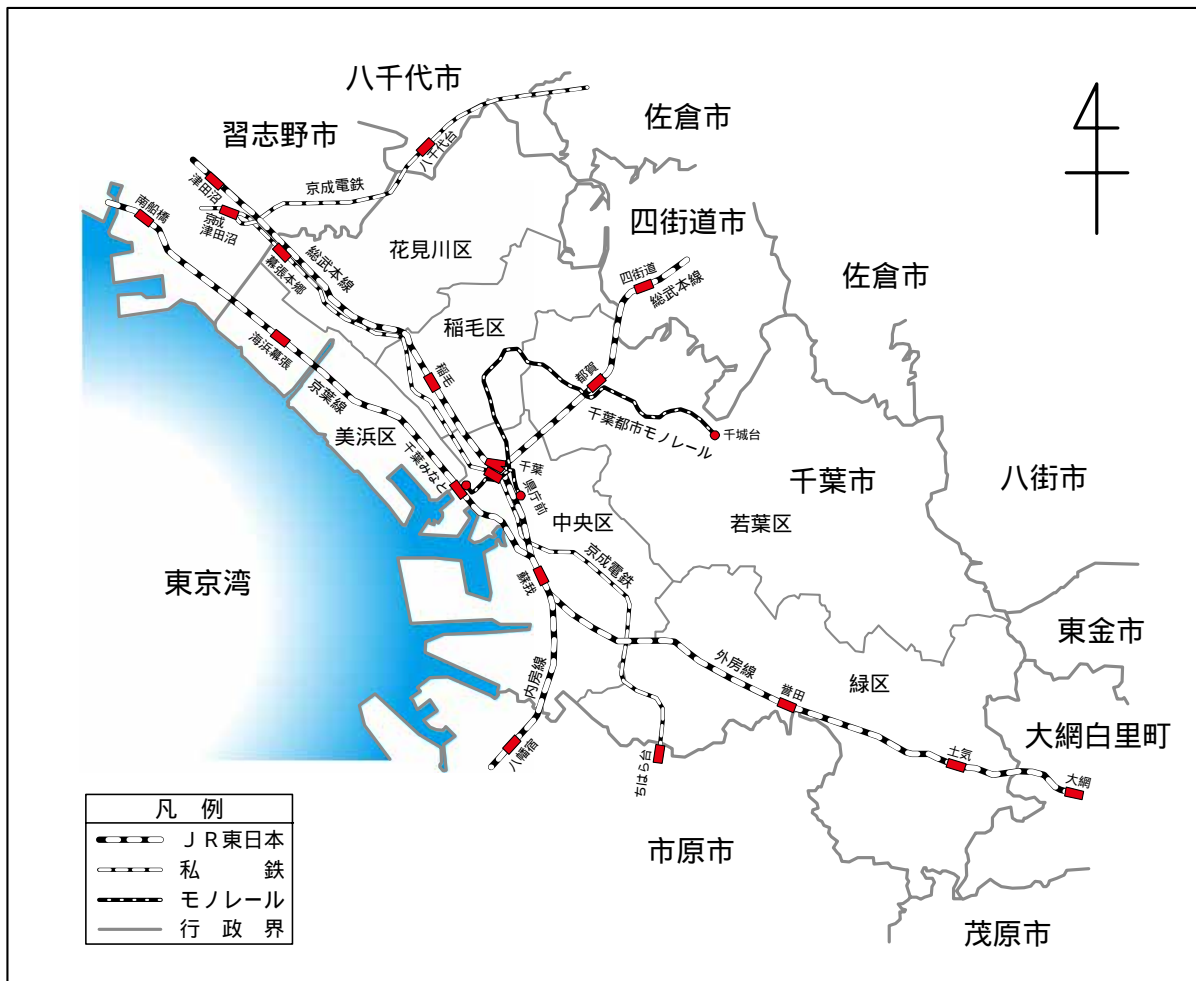
市内には、JR線18駅、京成線14駅、及び千葉都市モノレール18駅の合計50駅が設置され、それぞれを中心として市街地が形成されている。なかでも千葉及び稲毛のJR2駅は、JRやバス路線のターミナルとして、市内陸部や周辺市町へのアクセス拠点となっており、乗降客は1日約10～20万人を数える。

そのほか、乗降客が1日3万人を超える駅として、JR幕張本郷駅（約5万人）、幕張駅（約3万人）、新検見川駅（約5万人）、西千葉駅（約5万人）、都賀駅（約4万人）、蘇我駅（約5万人）、鎌取駅（約3万人）、海浜幕張駅（約9万人）、検見川浜駅（約3万人）、稲毛海岸駅（約4万人）がある。

JRを除く私鉄各駅は、京成千葉線の千葉中央駅（約2万人）、京成千葉駅（約1万人）、京成幕張本郷駅（約1万人）、千葉都市モノレールの千葉駅（約2万人）、千葉みなと駅（約1万人）、都賀駅（約1万人）のほかは、いずれも1万人に満たない。

乗降客数が増加傾向にあるのは、大規模集客施設の開設が続いた海浜幕張駅・蘇我駅、付

近の宅地造成が進む鎌取駅、マンション建設が続く千葉みなと駅などである。その他の駅については、市の人口の増加が緩やかになるのに伴って、ほぼ横ばいとなっている。



鉄道等の位置

港湾

産業振興や地域経済の活性化に重要な役割を担っている千葉港は、東京湾の北東部に位置し、約130kmに及び海岸線延長と背後に市川市、船橋市、習志野市、千葉市、市原市、袖ヶ浦市の6市を擁する、水域面積24,800haの日本一広い港湾である。

本港は我が国の基幹産業が立地する京葉臨海工業地帯の基盤的港湾として、昭和40年に特定重要港湾に指定され、現在本港の主要産業が東京湾内の産業に占める割合は、石油化学製品（エチレン）生産能力の約70%、石油精製能力の45%、ガス販売量の約40%、粗鋼生産量の約25%と、千葉県はもとより全国の産業経済を支える重要な位置を占めている。

近年は、工業港としての機能に加え、平成6年より千葉港中央地区で外貿コンテナの取扱いが始まるなど、流通港湾としての役割も大きくなっており、地域経済や市民生活はもとより、我が国経済の発展と安定を支える国際貿易港としても重要な役割を果たしている。

貨物取扱量は全国第2位（1億6925万トン、平成16年）、貿易額は全国第8位（3兆5159億円、同）となっている。

また千葉港は、人工海浜6箇所(約6.5km)や親水公園・緑地15箇所等が整備され、海洋性レクリエーションの場として多くの地域住民に利用されている。

管理機関は、千葉県千葉地域整備センター千葉港湾事務所と千葉県葛南地域整備センター葛南港湾事務所である。

千葉港の概要

公共主要施設	対象船舶	港格	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共けい船岸壁 水深4.5m～12m 総延長11,080m(91バース) ・ 物揚場等 総延長6,512m ・ ガントリークレーン2基 	300～30,000 重量トン	特定重要港湾	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重化学工業及びエネルギー基地等、産業機能集積港湾 ・ 貨物取扱量全国第2位の国際貿易港

注 重量トン : ほぼ船舶が積載出来る貨物の量を示す。
 重要港湾 : 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する政令で定められた港湾。
 特定重要港湾 : 重要港湾のうち、国際海上輸送網の拠点として特に重要な政令で定められた港湾。

(4) 自衛隊施設

市内の主な自衛隊の施設は、次のとおりである。

- ・ 陸上自衛隊下志津駐屯地(高射学校等) : 若葉区若松町
- ・ 自衛隊千葉地方協力本部 : 稲毛区轟町

下志津駐屯地は、千葉市の中心地から北東約5kmに位置し、旧陸軍下志津飛行学校跡地に昭和30年に開設された。現在は、高射学校と東部方面隊の諸隊が所在している。

(5) 石油コンビナート

千葉県の東京湾沿岸の埋立地には、石油コンビナート等災害防止法に基づき、京葉臨海北部地区、京葉臨海中部地区及び京葉臨海南部地区の3地区の特別防災区域が指定されている。

これらの特別防災区域は、面積及び危険物の貯蔵取扱量などで全国有数のコンビナート地帯を形成している。

このうち、京葉臨海中部地区は、千葉市、市原市及び袖ヶ浦市に位置し、面積45.69km²、総事業所数174社、そのうち62の特定事業所(第1種事業所33(レイアウト事業所24)、第2種事業所29)で形成されており、全国84の特別防災区域のうち、面積及び危険物の貯蔵、取扱量とも全国有数であり、石油精製、石油化学業を主体とする地区である。

京葉臨海中部地区特別防災区域概況表

(平成18年5月現在)

関係市	区域面積 km ²	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所*2			その他事業所 (うち石油を取り扱う事業所)
		石油 千kl	高圧ガス 百万Nm ³ *1	総数	第一種事業所 (うちレイアウト事業所*3)	第二種事業所	
千葉市	45.2	336	21	8	5(3)	3	21(20)
市原市		15,450	2,084	38	19(16)	19	70(41)
袖ヶ浦市		4,757	250	16	8(4)	8	21(21)
小計		20,543	2,355	62	32(23)	30	112(82)

*1 Nm³：零 1気圧における気体の体積を表す単位

*2 特定事業所：石油の貯蔵・取扱量が一定基準量以上の事業所などで石油コンビナート等災害防止法の規制を受ける事業所

*3 レイアウト事業所：石油と高圧ガスの両方を貯蔵し取り扱っている事業所

3 本市での留意事項

(1) 武力攻撃事態、緊急対処事態生起への国の認識

平成16年12月10日付け閣議決定「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」(以下、「防衛計画の大綱」という。)によれば、「我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえると、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下する一方、我が国としては、地域の安全保障上の問題に加え、新たな脅威や多様な事態(大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態)に対応することが求められている。」と国の認識が示されている。

(2) 我が国の安全保障上の考慮点

我が国の安全保障上の考慮点について、防衛計画の大綱では、「奥行きに乏しく、長大な海岸線と多くの島嶼が存在しており、人口密度も高いうえ、都市部に産業・人口が集中し、沿岸部に重要施設を多数抱えるという安全保障上の脆弱性を持っていること、災害の発生しやすい自然的条件を抱えていること、さらに、我が国の繁栄と発展には、海上交通の安全確保等が不可欠であることといった我が国の置かれた諸条件を考慮する必要がある。」とされている。

(3) 本市において留意すべき事項

本市において、安全保障上留意すべき事項については、概ね国の示しているとおりであるが、次に掲げる本市の特性から、ゲリラや特殊部隊による攻撃や大規模テロの生起に特に留意して、国民保護措置等を的確に行っていくことが重要である。Z

- ・首都東京に近接しており、東京への就業者等が多いことから、帰宅困難者の大量発生のおそれがある。
- ・首都東京攻撃への基地(アジト)として市内の施設等が利用されるおそれがある。
- ・人口の密集地域が多くあり、人的被害が大きくなるおそれがある。
- ・湾岸に石油コンビナートなど一大工業地帯があり、これらを含む湾岸エリアが武力攻撃等の標的になることによって多大な被害が発生するおそれがある。また、生産や経済な

どへ二次被害効果が及ぶおそれがある。

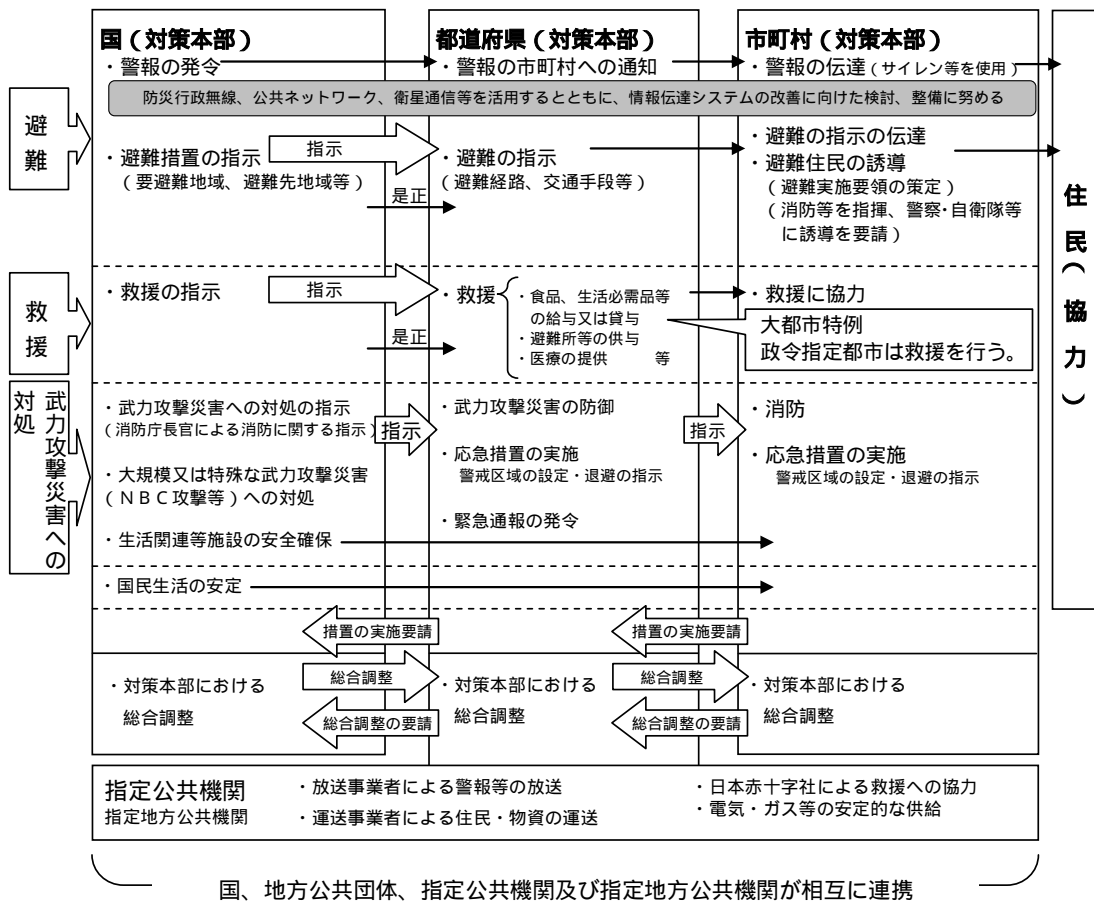
- ・テロリストが成田国際空港から東京攻撃へ向かう途中で事態が発生するおそれがある。
- ・大規模集客施設等があり、人的被害が大きくなるおそれがある。
- ・千葉港は、災害時において救援物資等の重要な受入れ施設になることが考えられ、その利用方法を考慮する必要がある。

第5章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置等の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国、都道府県、市町村におけるそれぞれの国民保護措置等の仕組みを図示する。

国民の保護に関する措置の仕組み



市の事務又は業務の大綱は、以下のとおりとする。【法第16条第1・2項、第27条第1項、第39条第1項、第41条、第42条第1項、第178条第1・2項、183条】

- 1 国民保護計画の作成
- 2 国民保護協議会の設置、運営
- 3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営
- 4 組織の整備、訓練
- 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害への対処に関する措置の実施
- 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- 9 武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害の復旧に関する措置の実施

なお、指定公共機関及び指定地方公共機関の業務並びに関係機関の連絡先等は別途資料編にて整理する。

第2編 武力攻撃事態等への備えと対処

第1章 平素からの備え

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

第1 組織及び体制の整備

1 市における組織・体制の整備 【法第41条】

(1) 市の各局・区等における平素の業務

市の各局・区等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各局・区等における平素の業務】イメージ

部局名	平素の業務
総務局	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の動員及び配備に関する事 ・国民の権利利益の救済に係る所管との調整に関する事 ・在日外国人団体との情報連絡及び調整に関する事 ・日本語を解さない外国人等の救援等の体制整備に関する事 ・国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関する事 など
企画調整局	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・提供体制及び通信体制の整備に関する事 など
財政局	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護関係予算処置に関する事 ・市有財産の管理及び被害調査に関する事 ・被災者に対する市税の減免措置等に関する事 など
市民局	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の保護に関する総合調整に関する事 ・市国民保護協議会の運営に関する事 ・市国民保護計画に関する事 ・初動体制及び職員参集基準の整備に関する事 ・県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、自衛隊、その他関係機関との連絡体制の整備に関する事 ・国民保護に係る研修、訓練の総合調整に関する事 ・特殊標章等の交付等に関する事（消防職員に係るものを除く） ・通信体制の整備に関する事 ・市民等に対する情報伝達体制の整備に関する事 ・避難施設の指定に関する事 ・被災情報及び安否情報の収集・提供体制の整備に関する事 ・自主防災組織等の支援に関する事 ・物資・資機材（他局・区に属さないもの）の備蓄に関する事 など
保健福祉局	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の医療、助産、救護に関する事 ・保健衛生・防疫活動に関する事 ・医療品及び衛生資材等の確保に関する事 ・市立青葉病院、市立海浜病院の医療及び救援活動に関する事 ・飲料水及び食品の衛生に関する事 ・死体の処理並びに埋葬及び火葬に関する事 ・災害時要援護者の対策に関する事 ・赤十字標章等の交付等に関する事 ・動物の保護等に関する事 など
環境局	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理に関する事 ・し尿の収集及び処理に関する事

	・大気汚染・水質汚濁等の調査及び防止対策に関する事 など
経済農政局	・港湾関係機関との連絡調整に関する事 ・商工業関係被害調査及び連絡調整に関する事 など
都市局	・応急仮設住宅の建設及び管理に関する事 ・市有建築物・公園施設等の応急復旧に関する事 ・鉄道、モノレール、バスその他交通関係機関との連絡調整に関する事 など
建設局	・道路の管理に関する事 ・緊急輸送路の確保に関する事 ・道路・橋梁等の保全に関する事 など
下水道局	・公共下水道の保全に関する事 ・下水処理場及びポンプ場等の保全に関する事 など
水道局	・飲料水の確保に関する事 ・水道施設の保全に関する事（市水道局が管理する施設に限る） など
会計室	・国民保護関係経費の出納に関する事 など
教育委員会 事務局	・学校施設等の避難所の開設に関する事 ・児童生徒等の安全、避難計画に関する事 ・児童生徒等の保健に関する事 ・学用品の給与に関する事 ・国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関する事 など
選挙管理委員会 事務局	・他局区に対する応援のための体制整備に関する事
人事委員会 事務局	・他局区に対する応援のための体制整備に関する事
監査委員 事務局	・他局区に対する応援のための体制整備に関する事
農業委員会 事務局	・他局区に対する応援のための体制整備に関する事
議会事務局	・災害に係る議会活動に関する事 など
消防本部・消防署	・武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助活動を含む） ・緊急消防援助隊の受入れに関する事 ・消防団活動に関する事 ・生活関連等施設、危険物質等の取扱所の安全対策の支援に関する事 ・特殊標章等の交付等に関する事（消防職員に係るものに限る） ・国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関する事 など
区役所	・警報等の伝達に関する事 ・避難所の開設及び管理運営に関する事 ・避難者の誘導及び救援に関する事 ・避難者の医療、助産、救護に関する事 など

(2) 市職員の参集基準等

職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、そ

の参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
担当課体制	総合防災課職員が参集
市警戒本部体制	具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
市国民保護対策本部()体制	全ての市職員が参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	情報収集等の対応が必要な場合		
	複数局・区での対応が必要な場合（武力攻撃災害の発生を推認又は予測しうる情報を把握した場合）		
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	情報収集等の対応が必要な場合	
		複数局・区での対応が必要な場合（武力攻撃災害の発生を推認又は予測しうる情報を把握した場合）	
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		

市国民保護対策本部：内閣総理大臣の通知に基づき、市長が設置。市長が本部長となる。【法第25条、第28条第1項】

幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携帯するなど、電話・メール等による連絡手段を確保する。

幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市国民保護対策本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

【市国民保護対策本部長の代替職員】

代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
市長の職務を代理する助役の順序を定める規則において第1順位とされている助役	市長の職務を代理する助役の順序を定める規則において第2順位とされている助役	収入役

職員の服務基準

市は、 の表内 ~ の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

交代要員の確保その他職員の配置

食料、燃料等の備蓄

自家発電設備の確保

仮眠設備等の確保 等

(3) 消防機関の体制

消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

(4) 国民の権利利益の救済に係る体制整備

国民の権利利益の救済に係る手続等 【法第6条】

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応する総合的な窓口を市国民保護対策本部に開設するとともに、手続項目ごとに、担当部署が処理する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

救済手続	左の内容
損失補償 (法第6条、 第159条第1項)	特定物資()の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項)
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事。 (法第85条第1・2項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)
	医療の実施の要請等によるもの (法第85条第1・2項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、第175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、第175条)	

特定物資：救援の実施に必要な物資であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は運送を業とする者が取り扱うものをいう。以下同じ。

国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市公文書管理規則等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

2 関係機関との連携体制の整備 【法第3条第4項】

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

(1) 基本的考え方

防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

関係機関の計画との整合性の確保 【法第35条第3項】

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

(2) 国の機関との連携

防衛庁・自衛隊との連携

市は、自衛隊による国民保護等派遣が円滑に行われるよう、また、自衛隊の施設の周辺地域における国民保護措置を円滑に実施できるよう、防衛庁・自衛隊との連携を図る。

指定地方行政機関との連携

市は、国民保護措置が円滑に実施されるよう、指定地方行政機関との連携を図る。

(3) 県との連携

県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

県との情報共有

警報の内容や避難の指示、救援の活動内容等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

市国民保護計画の県への協議 【法第35条第3・5項】

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

県警察との連携

市長は、武力攻撃事態等において、自らが管理する道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

(4) 他の市町村との連携

国民保護計画の作成等における連携 【法第35条第4・7・8項】

市長は、国民保護計画を作成又は変更する場合において、他の市町村と関係がある事項を定めるときは、当該市町村長の意見を聴く。また、必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長等に対し、資料や情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。

近接市町等との連携 【法第147条】

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、武力攻撃災害の防御、避難の実施、物資及び資材の供給における協力関係を構築すること等により、相互の連携を図る。その他の市町村との間においても、防災に関し締結されている相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、備蓄物資等の供給に関する相互協力を確立する。

消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

(5) 指定公共機関等との連携

指定公共機関等の連絡先の把握

市は、市域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

国民保護計画の作成等における連携 【法第35条第7・8項】

市長は、国民保護計画を作成又は変更するため必要があると認めるときは、指定公共機関等に対し、資料や情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。

医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院や医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時における広範な医療ネットワークの構築を図る。

また、武力攻撃原子力災害等の特殊な災害に対応できるよう、独立行政法人放射線医学総合研究所や財団法人日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

関係機関との協定の締結等 【法第147条】

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、市域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

(6) 自主防災組織等に対する支援 【法第4条第3項】

自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、国際交流協会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

3 通信の確保及び情報収集・提供体制の整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、非常通信体制の整備及び情報収集・提供体制の整備を以下のとおり行う。

(1) 基本的考え方

非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会（ ）との連携に十分配慮する。

非常通信協議会：電波法第74条第1項に規定される非常の場合の無線通信の円滑な運用を目的とした団体で、非常通信の運用計画の策定や非常通信訓練の実施などを行っている。

情報収集・提供のための体制の整備 【法第8条】

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

また、市は、通常的手段では情報の入手が困難な場合が多いと考えられる災害時要援護者に対しても情報を伝達できるよう、必要な検討を行い、体制の整備を図る。

体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、下表の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

施設・設備面	・警報の伝達等に必要となる同報系（ ）その他の防災行政無線の整備に努めることとし、防災行政無線のデジタル化の推進に努めるなど、県に準じて通信体制の整備に努める
	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等（ ）により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。

<p>・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</p> <p>同報系：市町村役場と屋外拡声器や各家庭の戸別受信機を結び、地域住民へ災害情報などを伝達する無線システム。 ヘリコプターテレビ電送システム：ヘリコプターに搭載したTVカメラで地上の災害現場の状況などを撮影し、地上に電送するシステム</p>	
運用面	<p>・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</p>
	<p>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</p>
	<p>・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</p>
	<p>・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</p>
	<p>・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</p>
	<p>・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</p>
	<p>・住民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、情報の伝達に際し援護を要する又は通常的手段では情報の入手が困難と考えられる災害時要援護者等に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</p>

(2) 警報の伝達等に必要な準備 【法第47条】

警報の伝達・通知体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達・通知方法等についてあらかじめ定めるとともに、住民及び関係団体に伝達・通知方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、災害時要援護者に対する伝達に配慮する。

防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線については、デジタル化の推進や可聴範囲の拡大に努める。

県警察との連携 【法第47条第3項】

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知)については、住民に対し、警報や避難指示の意味を知ってもらうため、訓練等の様々な機会を活用して十分な周知を図る。

大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、市域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事

業所その他の多数の者が利用又は居住する施設に対する警報の伝達について、県との役割分担も考慮して定める。

民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

(3) 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 【法第94条、第95条】

安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書により、県に報告する。

なお、安否情報の収集は、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び第2号を用いて行う。ただし、やむを得ない場合は市長が適当と認める方法によることができる。

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
負傷又は疾病の状況	
現在の居所	
連絡先その他必要情報	
親族・同居者からの照会があれば、～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は で囲んでください。	回答を希望しない
知人からの照会があれば、～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は で囲んでください。	回答を希望しない
～を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか で囲んでください。	同意する 同意しない
備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記～の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
死亡の日時、場所及び状況	負傷 非該当
遺体が安置されている場所	
連絡先その他必要情報	
～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号(第2条関係)

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分
市町村名： 担当者名

氏名	フリガナ	出生の年月日	男女の別	住所	国籍	その個人を識別するための情報	負傷(疾病)の該当	負傷又は疾病の状況	現在の居所	連絡先その他必要情報	親族・同居者への回答の希望	知人への回答の希望	親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること
- 2 「 出生の年月日」欄は元号表記により記入すること
- 3 「 国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「 負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「 現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ~ の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入すること。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

安否情報の収集・提供等のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

個人情報の取扱い

安否情報の収集・提供等については、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）及び千葉市個人情報保護条例の規定に基づき、被災者の個人情報の取扱いに留意する。

安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

(4) 被災情報の収集・報告に必要な準備 【法第126条、第127条】

情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

個人情報の取扱い

被災情報の収集・報告については、個人情報保護法及び千葉市個人情報保護条例の規定に基づき、被災者の個人情報の取扱いに留意する。

担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう、研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

4 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

(1) 研 修

研修機関等における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、国の研修機関等の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e-ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

(2) 訓練 【法第42条】

市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携を図る。

なお、住民の訓練への参加は、住民の自発的な意思によって行われるものであり、強制であるとの誤解を受けることのないよう配慮する。

訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に災害時要援護者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等に係る防災計画等の定めに基づいて、警報伝達や避難誘導が適切に実施されるよう、必要な訓練の実施を促す。
- カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

住宅地図
人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ
市域内の道路網のリスト
（避難経路として想定される道路のリスト）
運送力のリスト
（鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する運送力のデータ）
（鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）
避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
（避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
備蓄物資、調達可能物資のリスト
（備蓄物資の所在地、数量、市域内の主要な民間事業者のリスト）
生活関連等施設等のリスト
（避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧
協定一覧
消防本部（局）等のリスト
（消防本部（局）等の所在地等の一覧）
（消防機関の装備資機材のリスト）
災害時要援護者の避難支援プラン

(2) 隣接する市町との連携の確保 【法第3条第4項】

市は、市域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 災害時要援護者への配慮 【第9条第1項】

市は、避難住民の誘導に当たっては、自然災害時への対応のための避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、事業所単位での地域の避難誘導の主導、近隣地域への情報提供等、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校・事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各学校・事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 大規模集客施設等との連携

市は、大規模集客施設、駅、病院その他の多数の者が利用する施設の管理者等に対し、武力攻撃事態等に対応するため、自主防災・自衛消防対策等の見直し、強化を要請するとともに、必要に応じて指導、助言を行い、また、市などが実施する避難訓練等への参加を要請する。

2 避難実施要領のパターンの作成 【基本指針第4章第1節4(1)】

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、災害時要援護者の避難方法、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備等

市は、県との間で救援の活動内容について情報の共有を図るとともに、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約すべき基礎的資料】

避難所及び応急仮設住宅（以下、「避難所等」という。）として活用できる土地、建物等のリスト 備蓄物資、調達可能物資のリスト 関係医療機関のデータベース 医療救護班のデータベース 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト 火葬場及び墓地のデータベース
--

(2) 電気通信事業者との調整

市は、県と連携して、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な臨時の通信設備の設置に関する条件等について、電気通信事業者と調整する。

4 運送事業者の運送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の運送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、運送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関等関係機関と協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の運送力の把握

市は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者や地方運輸局等からの聞き取り等により、運送事業者の運送力について把握する。

【把握しておくべき運送力に関する情報】

保有車輛の数、定員 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

(2) 運送関連施設に関する情報の把握

市は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、地方運輸局等の協力を得て、避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の運送施設に関する情報について把握する。

【把握しておくべき運送施設に関する情報】

道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など） 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など） 港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）

(3) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て、適切な運送経路の把握に努める。

また、市は、避難住民の運送及び緊急物資の運送のための運送路を効率的に確保するため、それぞれの管理者等又は関係する管理者等相互間において、情報収集・連絡体制の整備に努める。

(4) 協定の締結等

市は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と協議し、災害時における体制も活用しつつ、これらが、市長からの避難住民の運送及び緊急物資の運送の求めに円滑に応じることができるよう、協定の締結等あらかじめ体制の整備に努める。

5 避難施設の指定 【法第148条】

(1) 避難施設の指定の考え方

市は、市域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所及び避難所の指定状況等地域の実状を踏まえ、県と連携しつつ、避難施設の指定を行う。

(2) 避難施設の指定上の留意事項

- ア 避難所として学校の体育館、公民館等の屋内施設を指定する。また、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時的集合場所として公園、学校の校庭等の屋外施設を指定するよう配慮する。
- イ 爆風等からの直接の被害を軽減するため、コンクリート造り等の堅ろうな建築物を避難所に指定するよう配慮する。
- ウ 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
- エ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- オ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- カ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(3) 避難施設の指定手続

市は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認する。

また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

(4) 避難施設の廃止、用途変更等 【法第149条、施行令第36条】

市は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、市に届け出るよう周知する。

(5) 知事への報告 【法第184条第3項】

市長は、(3)の指定をし、又は(4)の届出があったときは、速やかにその旨を知事に報告する。

(6) 避難施設データベースの共有化

市は、国による避難施設情報の全国的な共有化（避難施設のデータベース化）のため、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設情報の整理を行い、また、(5)の報告を行う。

6 生活関連等施設（ ）の把握等

生活関連等施設：次のいずれかに該当する施設で、国民保護法施行令で定めるものをいう。（法第102条）

- ・国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- ・その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、市域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連

絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安
危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その
管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法 施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保 安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省
	7号	放射性同位元素 （汚染物質を含む。）	文部科学省
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設における警戒

市は、その管理に係る公共施設について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に
応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この
場合において、県警察及び海上保安部等との連携を図る。

(3) 石油コンビナート等特別防災区域における備え

本市には、石油コンビナート等特別防災区域が所在している。これらの施設の重要性にかん
がみ、市は、平素から防災体制の活用も図り、事業者、県、県警察、消防機関その他の関係機

関との連携に努める。

第3 物資及び資材の備蓄、整備 【法第142条】

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係 【法第146条】

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材 【法第145条、基本指針第4章第7節2】

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を阻止するための除染器具等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県、他の市町村その他関係機関との連携 【法第147条、基本指針第4章第7節2】

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

(4) 平素からの市民自らの備蓄について

多数の住民が長期間にわたり避難する場合など、市が備蓄している物資や資材のみでは限界があるため、市は、市民が平素から自ら備蓄するよう啓発を行う。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、施設管理台帳、地籍調

査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努める。

第4 医療救護体制の整備

武力攻撃災害の発生時には、多数の負傷者等の発生が予想され、また、NBCによる攻撃を受けた際は、特殊な治療等も要求される。

このため、市、医療機関、消防機関等の関係機関が密接に連携し、的確かつ迅速な医療活動が出来るよう、医療救護体制の整備の確立について、以下のとおり定める。

1 初期医療体制の整備

市は、救護所の設置及び医療救護班の派遣に係る体制整備に当たっては、地域防災計画に基づく「保健衛生班活動計画」の定めを参考にする。この場合において、応急救護物資の供給など救護所を支援するため、総合保健医療センターや保健福祉センター等を利用した地域保健医療救護拠点を整備する。

消防本部及び消防署は、医療機関又は他の消防機関と平常時から連携を密にしておき、救急救助体制の整備を図る。

また、NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）による負傷者が出た場合には、消防機関及び医療機関等は、特殊な装備等で現場に臨む必要があることから、市は、防護服等資機材の整備を進める。

2 後方医療体制の整備

市は、救護所設置前の初期医療活動に備えるため、また、救護所では対応できない重傷病者を収容・治療するため、市医師会と連携し、市内各行政区に災害医療協力施設を定める。

また、多数の重傷病者が発生した場合は、特に症状の重い傷病者の受入れを行う病院の確保が必要となることから、市内の公的高機能病院等を後方支援病院と位置づけ、重症傷病者の受入れを要請する。

さらに、後方支援病院でも対応できない傷病者を収容・治療するため、県の指定する災害拠点病院を後方医療施設の中核的な医療機関とし、重篤傷病者の受入れ体制を整備する。

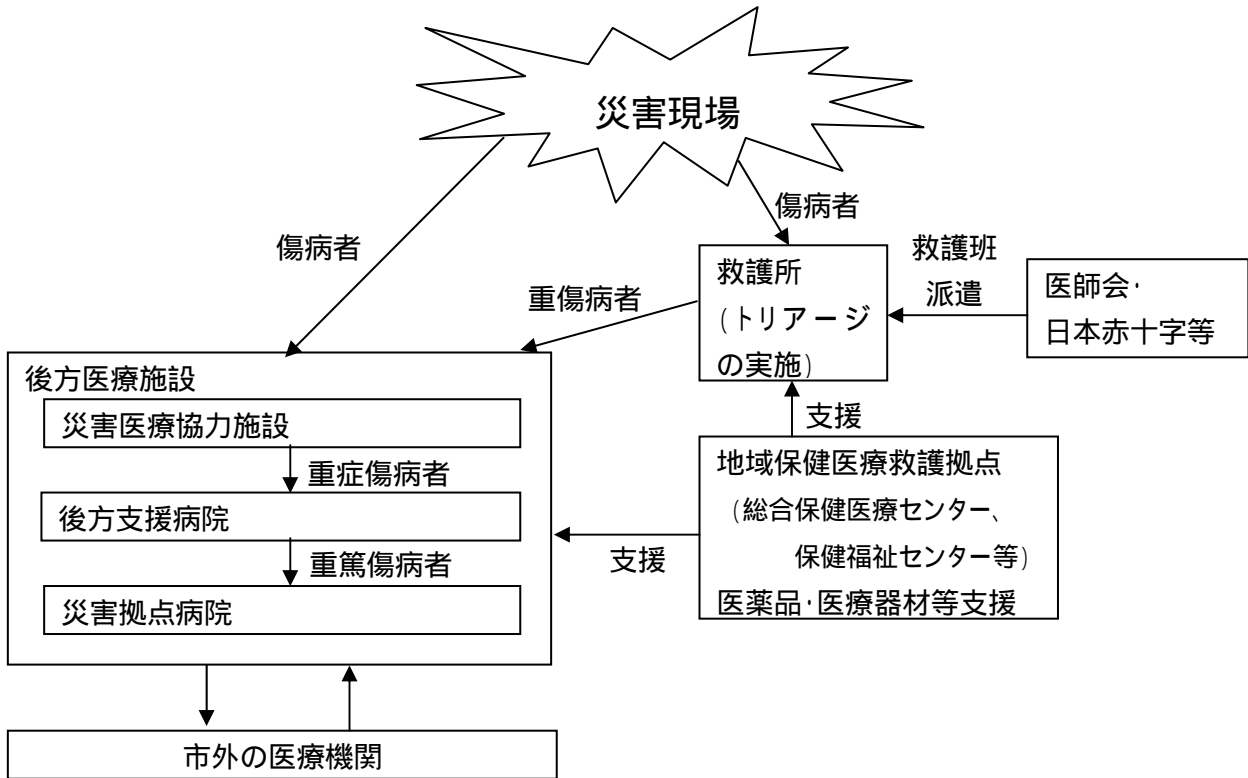
3 広域的医療体制の整備

市は、武力攻撃災害の広域性及び石油コンビナートが立地している本市の特殊性を考慮し、医療救護班の派遣、患者の受入、医薬品等の供給、連絡体制等、武力攻撃災害時の広域的な医療救護体制を整備する。その際、九都県市災害・救急医療連絡会が定める「広域医療連携マニュアル」による対応を図るほか、地域防災計画に記載されている諸協定を活用し、他縣市等と協力した広域的な医療救護体制を整備する。

4 傷病者搬送体制の整備

市は、医療機関及び消防機関と連携し、救急車、ドクターヘリコプター及び市消防ヘリコプター等を活用した武力攻撃災害時の傷病者の搬送体制を整備する。

武力攻撃時における医療救護体制の流れ



第5 災害時要援護者等の支援体制の整備 【法第9条第1項】

高齢者、障害者、乳幼児、病弱者、日本語を解さない外国人などは、その多くの者が、災害に対し自分の身体・生命を守るための対応力が不十分な状況に置かれている。こうした災害時要援護者等は、武力攻撃事態の際は自ら避難等をすることが困難であることから、災害時要援護者等に対する避難、救援、情報伝達などの体制の整備について、以下のとおり定める。

1 災害時要援護者に関する配慮

市は、災害時要援護者について、次のような点について配慮する。

- ・災害時要援護者の安否確認及び必要な支援の内容の把握
- ・生活支援のための人材確保
- ・災害時要援護者の実情に応じた情報の提供
- ・粉ミルクや柔らかい食品など特別な食材を必要とする者に対する当該食品の確保及び提供
- ・病状あるいは障害の状況等に応じた介助用品・補装具等の確保及び提供
- ・避難所等又は居宅への必要な資機材の設置又は配付
- ・避難所等又は居宅への相談員の巡回による生活状況の確認及び健康相談の実施
- ・優先的な避難所等の確保、健康状態等の把握、状況に応じた社会福祉施設等への受入要請の実施

2 社会福祉施設等における備え

社会福祉施設等の管理者は、防災のための施設設備の整備に努めるとともに、夜間も含めた緊急連絡体制及び施設等の職員の役割分担についてあらかじめ定めておくとなっている。また、施設の職員及び入所者等に対する訓練を実施するなどして武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を行うとされている。

3 児童生徒等の避難時の配慮

学校や幼稚園等の管理者は、児童生徒、園児等を当該学校等以外の施設に避難させる場合は、教職員が引率して集団で避難させ、その後の状況に応じて保護者への連絡及び引き渡しを行うこととするなどの対策を、あらかじめ検討する。

4 外国人に対しての配慮

市は、外国語版のパンフレット等を作成することにより、日本語を解さない外国人等に対して、武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を行う。また、通訳ボランティアを含む通訳者の確保を図ることにより、その安全に配慮する。

第6 国民保護に関する理解の促進

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法 【法第43条】

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌紙、パンフレット、インターネット等の媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行う。また、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、児童生徒の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社千葉県支部、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第2章 武力攻撃事態等への対処

第1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者の発生や、建造物の破壊等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

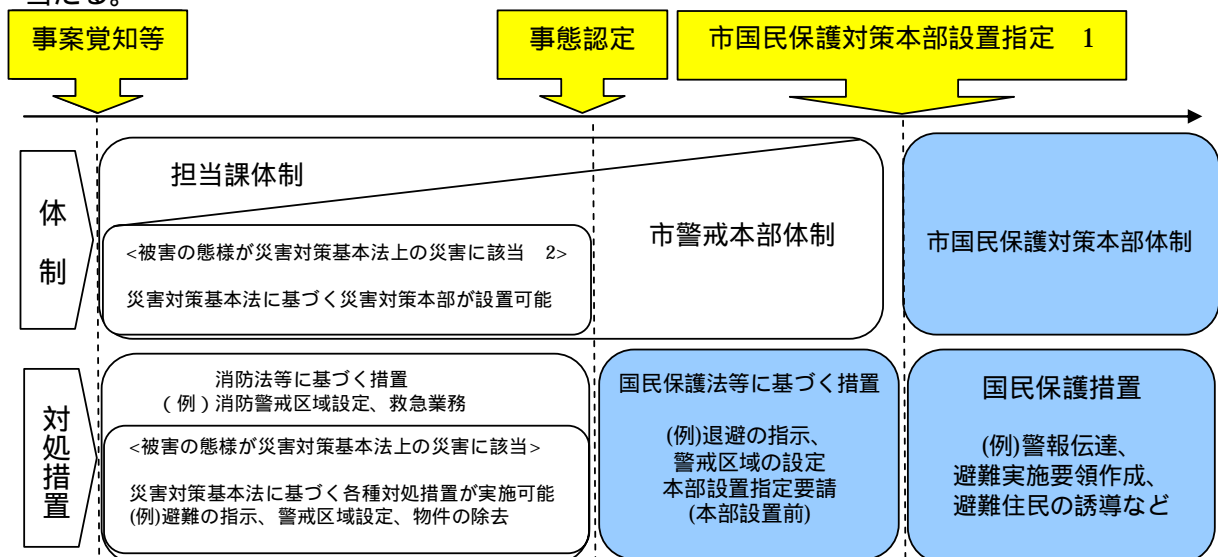
1 事態認定前における体制及び初動措置

(1) 初動時情報収集体制（担当課体制）

消防機関や市職員からの連絡その他の情報により、市の各課、室及び事業所等において緊急事態の発生を把握した場合は、直ちにその旨を総合防災課及び所管局・区等の長あてに報告する。担当課である総合防災課職員は、危機管理担当参事の総合調整のもと、情報収集等の対応に当たる。

(2) 市警戒本部の設置

情報収集の結果、武力攻撃災害の発生を推認又は予測しうる情報を把握した場合、市長は、速やかに県及び県警察に連絡を行い、情報の共有化を図るとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、市警戒本部を設置する。市警戒本部は、個別の事態の状況に応じて市長又は市民局長が本部長となり、本部長の指名する者をもって本部を構成する。市警戒本部のもと、市民局、消防本部、消防署及び本部長の指定する局・区等の職員の参集により、事態への対応に当たる。



- 1 事態認定と市国民保護対策本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で指定が行われる場合には、タイミングがずれることになる。
- 2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

(3) 初動措置の確保

市は、初動体制下において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場における消防法による火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救急業務の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救助等の応急措置を行う。また、国、県等から入手した情報を各局・区等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市国民保護対策本部設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市国民保護対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(4) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村に対し支援を要請する。

2 市国民保護対策本部体制への移行

政府において事態認定が行われ、市に対し、市国民保護対策本部設置の通知があった場合には、市警戒本部体制等を廃し、直ちに市国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行する。

第2 市国民保護対策本部の設置等

市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順 【法第25条、第27条】

市対策本部を設置する場合には、次の手順により行う。

市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。なお、事前に市警戒本部体制等をとっていた場合は、市対策本部に切り替える。

市対策本部員等及び市対策本部事務局職員等の参集

市対策本部事務局長（市民部長）は、市対策本部員等及び市対策本部事務局職員等に対し、携帯電話等の連絡手段を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

市対策本部の開設

市対策本部事務局は、市役所本庁舎に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

本部の代替機能の確保

市役所本庁舎が被災した場合等市対策本部を市役所本庁舎内に設置できない場合には、ポートサイドタワー（12階）、若しくは市長が指定する場所に設置する。

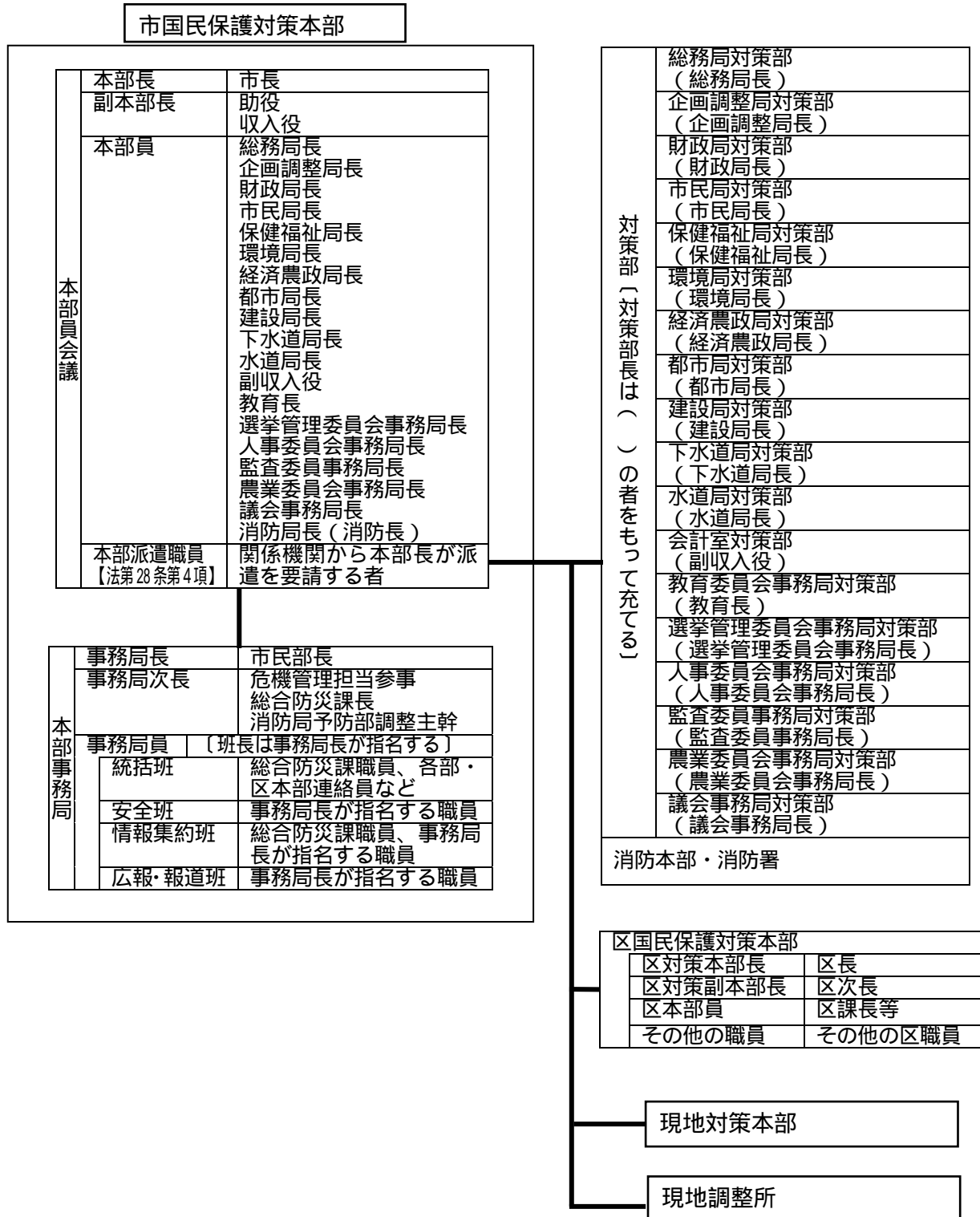
また、市域外への避難が必要で、市域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等 【法第26条第2項】

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部等の組織構成及び機能 【法第28条】

市対策本部等の組織構成及び各組織の機能は、以下のとおりとする。



必要に応じ、市長が設置

【本部事務局に設ける班とその事務分掌】

班名	事務分掌
統括班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び他の市町村への応援要請及び受入れなど広域応援に関する事項 ・ 県国民保護対策本部長に対する総合調整の要請等 ・ 対策本部会議の運営に関する事項 ・ 本部長重要な意思決定に係る補佐 ・ 本部長の決定に基づく各班に対する具体的指示 ・ 各対策部、消防本部、消防署及び現地対策本部の行う全ての現場活動に関する調整 ・ 各対策部、消防本部、消防署及び現地対策本部の行う行動計画の調整 ・ 各対策部、消防本部、消防署及び現地対策本部の使用する装備、資機材、活動拠点、応援人員等の調整 ・ 通信回線・通信機器の確保 ・ 本部員等及び本部事務局職員等の動員時間の管理、庶務的業務
安全班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従事職員の安全状況の監視、安全確保の方策の立案及び実施
情報集約班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関、各対策部、消防本部及び消防署からの情報収集、整理及び集約 被災情報 避難や救援の実施状況 災害への対応状況 安否情報 その他統括班から収集を依頼された情報
広報・報道班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災状況や市の活動内容の公表、報道機関との連絡調整、広報活動の計画立案及び実施

【市の各対策部等における武力攻撃事態等における業務】

組織名称	武力攻撃事態における業務
総務局対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の動員及び配備の総合調整に関すること ・ 国民の権利利益の救済に係る手続等に関すること ・ 在日外国人団体との情報連絡及び調整に関すること ・ 日本語を解さない外国人等の救援等に関すること ・ 国民保護措置等従事職員の公務災害補償等に関すること ・ 被災職員の援助に関すること ・ 本部事務局の協力に関すること など
企画調整局対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集・提供体制及び通信体制の整備に関すること ・ 本部事務局の協力に関すること など
財政局対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護関係予算処置に関すること ・ 市有財産の管理及び被害調査に関すること ・ 被災者に対する市税の減免措置等の指導及び調整に関すること など
市民局対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民の保護に関する総合調整に関すること ・ 市国民保護対策本部に関すること ・ 市国民保護対策本部、対策部、消防本部、消防署、区国民保護対策本部、現地対策本部及び現地調整所との連絡調整に関すること ・ 県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、自衛隊、その他関係機関との連絡調整に関すること ・ 特殊標章等の交付等に関すること（消防職員に係るものを除く） ・ 通信体制の運用、統制に関すること ・ 住民に対する警報や避難指示等の伝達に関すること ・ 被災情報及び安否情報の収集・提供に関すること ・ 救援物資等に関すること ・ 生活関連物資等の価格の動向及び需給の状況に係る調査に関すること など
保健福祉局対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の医療、助産、救護に関すること ・ 医療品及び衛生資材等の確保に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健衛生・防疫活動に関すること ・ 市立青葉病院、市立海浜病院の医療及び救援活動に関すること ・ 飲料水及び食品の衛生に関すること ・ 死体の処理並びに埋葬及び火葬に関すること ・ 災害時要援護者の対策に関すること ・ 赤十字標章等の交付等に関すること ・ 動物保護等に関すること など
環境局対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理に関すること ・ し尿の収集及び処理に関すること ・ 大気汚染・水質汚濁等の調査及び防止対策に関すること など
経済農政局対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急生活必需物資及び食品等の調達に関すること ・ 港湾関係機関との連絡調整に関すること ・ 商工業関係被害調査及び連絡調整に関すること など
都市局対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅の建設及び管理に関すること ・ 市有建築物・公園施設等の応急復旧に関すること ・ 鉄道、モノレール、バスその他交通関係機関との連絡調整に関すること など
建設局対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の管理に関すること ・ 緊急輸送路の確保に関すること ・ 道路・橋梁等の応急復旧に関すること など
下水道局対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道の応急復旧に関すること ・ 下水処理場及びポンプ場等の応急復旧に関すること など
水道局対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水の確保に関すること ・ 水道施設の応急復旧に関すること（市水道局が管理する施設に限る） など
会計室対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護関係経費の出納に関すること ・ 他の対策部に対する応援に関すること など
教育委員会事務局 対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設等の避難所の開設に関すること ・ 学校施設等の被害調査及び応急復旧に関すること ・ 文化財の被害調査及び応急復旧に関すること ・ 児童生徒等の安全、避難等に関すること ・ 児童生徒等の保健に関すること ・ 学用品の給与に関すること ・ 国民保護措置等従事職員の公務災害補償等に関すること ・ 被災職員の援助に関すること など
選挙管理委員会事務局 対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の対策部に対する応援に関すること
人事委員会事務局 対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の対策部に対する応援に関すること
監査委員事務局 対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の対策部に対する応援に関すること
農業委員会事務局 対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の対策部に対する応援に関すること
議会事務局対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に係る議会活動に関すること ・ 他の対策部に対する応援に関すること など
消防本部・消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助活動を含む） ・ 緊急消防援助隊の受入れに関すること ・ 消防団活動に関すること ・ 生活関連等施設、危険物質等の取扱所の安全対策の支援に関すること ・ 特殊標章等の交付等に関すること（消防職員のものに限る） ・ 国民保護措置等従事職員の公務災害補償等に関すること ・ 被災職員の援助に関すること など
区国民保護 対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区国民保護対策本部に関すること ・ 警報等の伝達に関すること ・ 避難所の開設及び管理運営に関すること

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 避難者の誘導及び救援に関すること・ 被災者に対する市税の減免措置等に関すること・ 避難者の医療、助産、救護に関すること など |
|--|

(4) 市対策本部における広報等 【法第8条】

市は、武力攻撃事態等において、住民に適時適切な情報提供を行うため、広報・報道班を中心に市対策本部における広報体制を整備する。

広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置し、広報・報道班長をもって充てる。

広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民に迅速に提供できる体制を整備する。

留意事項

- ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。
- イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。
- ウ 都道府県と連携した広報体制を構築する。

(5) 市現地対策本部の設置 【法第28条第8項】

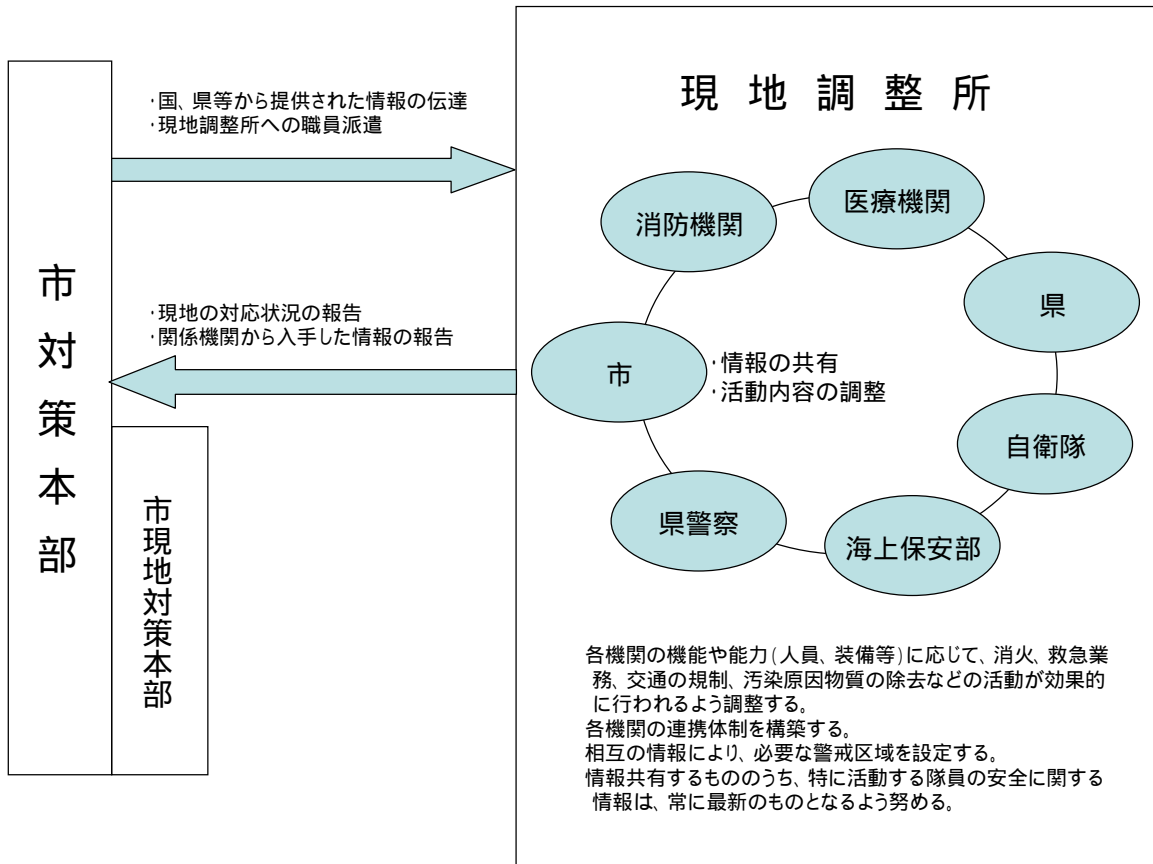
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部には、市現地対策本部長、市現地対策本部員その他の職員を置き、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成例】



(7) 市対策本部長の権限 【法第29条】

市対策本部長は、市域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

市域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

情報提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止 【法第30条】

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、市の所有する無線通信網、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、C H A I N S（千葉市行政情報ネットワークシステム）及び加入電話などを活用し、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請 【法第16条第4項】

市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等ができる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請 【法第16条第5項】

市は、市域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請 【法第21条第3項】

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等ができる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め 【法第20条】

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知

事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて市域を担当区域とする地方協力本部長又は本市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては市域を担当区域とする方面總監、海上自衛隊にあつては市域を警備区域とする地方總監、航空自衛隊にあつては市域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛庁長官に連絡する。

(2) 出動した部隊との意思疎通

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部、現地対策本部、現地調整所等において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村に対する応援の要求 【法第17条第1項】

市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村に対して応援を求める。

応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県に対する応援の要求 【法第18条】

市は、必要があると認めるときは、県に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託 【法第19条、施行令第4条】

市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 職員の派遣の要請 【法第151条、施行令第37条】

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。この要請は県を経由して行うが、人命の救助等のために緊急を要する場合には直接要請が可能である。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 職員の派遣のあっせん 【法第152条、施行令第37条】

(1)の派遣要請を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し又は県を經由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等 【法第17条第1項、第19条、施行令第4条】

市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、知事に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等 【法第21条第2項】

市長は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援 【法第4条第3項】

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等 【法第4条第3項】

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請 【法第4条第1・2項】

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。また、この協力は住民の自発的意思に委ねられるものであり、要請に当たっては、強制になることのないように配慮する。

避難住民の誘導（法第70条第1項）

避難住民等の救援（法第80条第1項）

消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（法第115条第1項）

保健衛生の確保（法第123条第1項）

第4 警報の伝達、避難住民の誘導等

1 警報の伝達等

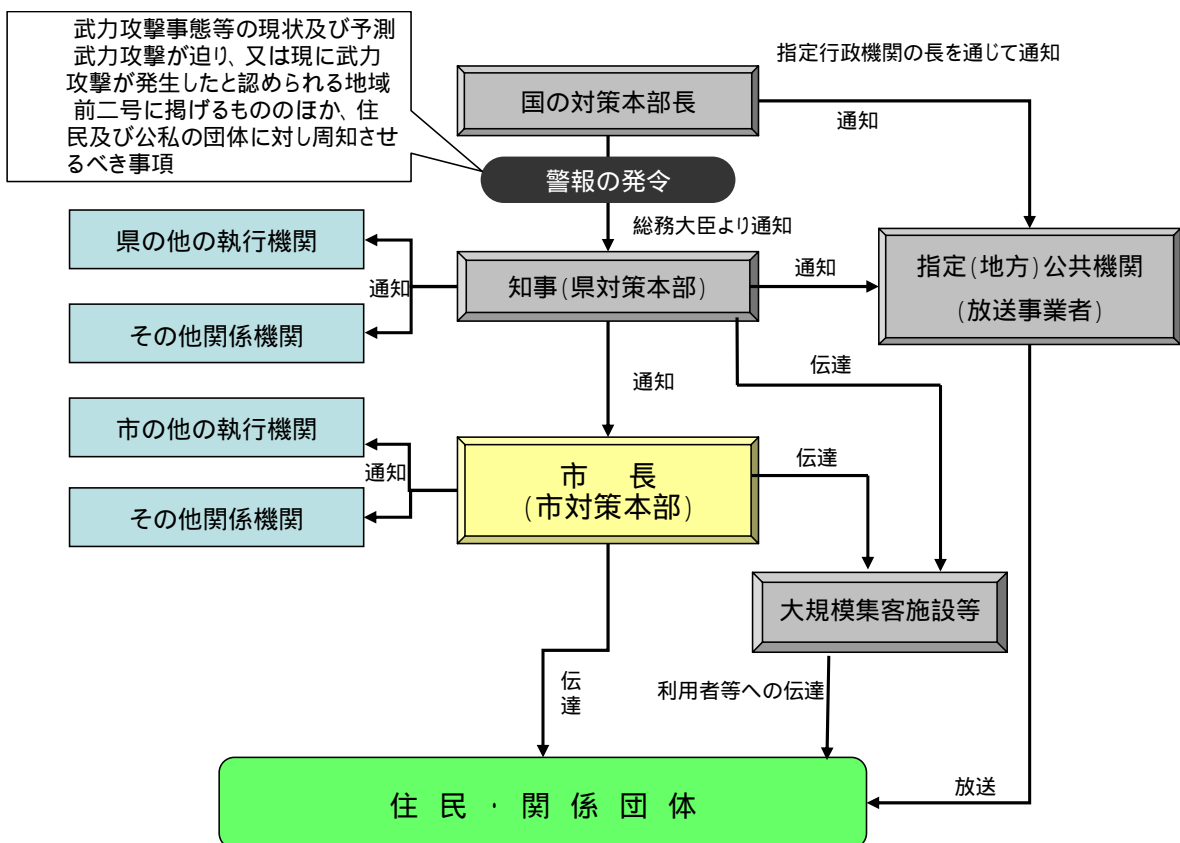
市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要事項について、以下のとおり定める。

(1) 警報の内容の伝達等 【法第47条第1項】

市長は、知事から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び自治会、町内会等の関係団体に警報の内容を伝達するとともに、市の他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。

また、市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

警報の通知・伝達の仕組みは、下記のとおりである。



(2) 警報の内容の伝達方法

警報の内容の伝達方法 【法第47条第2項】

警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

- ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合
この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
- イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

消防機関等及び県警察との連携 【法第47条第3項】

市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部及び消防署は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機を活用するなどして警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

災害時要援護者等への配慮

警報の内容の伝達においては、災害時要援護者等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

警報の解除の伝達 【法第51条第2項】

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。その他は警報の発令の場合と同様とする。

(3) 緊急通報の伝達及び通知 【法第100条第2項】

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

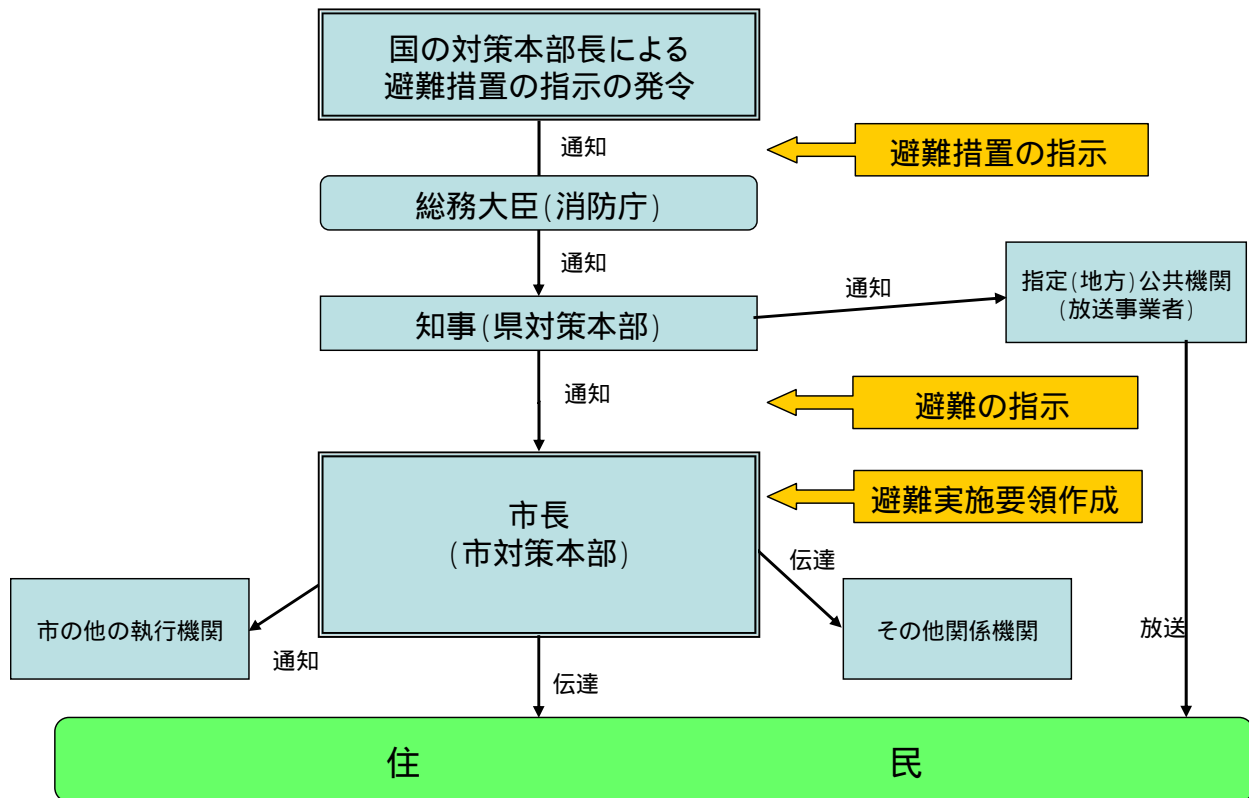
2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

(1) 避難の指示の通知・伝達 【法第54条第1・4項】

市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。



市長は、避難の指示受信後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

(2) 避難実施要領の策定・伝達等 【法第61条】

避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難実施要領に定める事項（法定事項）は次のとおりである。

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

避難実施要領の策定の留意点

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った措置を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

避難実施要領への記載事項

避難実施要領には、以下の事項などを記載する。

ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

イ 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

ウ 一時集合場所等及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の所在地名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

エ 集合時間等

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

オ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会や近隣住民間での安否確認、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

カ 避難の手段及び避難の経路等

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

キ 市町村職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

ク 災害時要援護者への対応

災害時要援護者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

- ケ 要避難地域における残留者の確認
要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。
- コ 避難誘導中の食料等の支援
避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。
- サ 避難住民の携行品、服装
避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。
- シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
問題が発生した際の緊急連絡先等を記述する。
避難実施要領策定の際の考慮事項
避難実施要領策定の際は、以下の点を考慮する。
- ア 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- イ 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定
地方公共機関等による運送))
- オ 輸送手段の確保の調整(輸送手段が必要な場合)
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- カ 災害時要援護者の避難方法の決定
- キ 避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車
等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ク 職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ケ 関係機関との調整(現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整(県対策本部との調整、国の対策本
部長による利用指針を踏まえた対応)

【参考 避難実施要領のイメージ】

避難実施要領(案)	
	県A市長 月 日 時現在
1	避難の経路、避難の手段その他避難の方法 A市における住民の避難は、次の方法で行う。 (1) A市のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、日 時を目途に住民の避難を開始する。 【避難経路及び避難手段】 避難の手段(バス・鉄道・船舶・その他) バスの場合：A市A1地区の住民は、A市立A1小学校グラウンドに集合する。その際、日 時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、バス会社の用意したバスにより、国道 号線を利用して、B市立B1高校体育館に避難する。

鉄道の場合：A市A1地区の住民は、鉄道 線AA駅前広場に集合する。その際 日 時 分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道 号線又はAA通りを使用すること。

集合後は、日 時 分発B市B1駅行きの電車で避難する。B市B1駅到着後は、B市職員及びA市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。

船舶の場合：A市1地区の住民は、A市A港に、日 時 分を目途に集合する。その際、日 時 分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、日 時 分発B市B1港行きの、汽船が所有するフェリー 号に乗船する。

・・・・以下略・・・・

(2) A市A2地区の住民は、B市B2地区にあるB市立B2中学校を避難先として、日 時 分を目途に住民の避難を開始する。

・・・・以下略・・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割振りを行う。

- ・ 住民への周知要員
- ・ 避難誘導要員
- ・ 市対策本部要員
- ・ 現地連絡要員
- ・ 避難所運営要員
- ・ 水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)

(3) 災害時要援護者に対する避難誘導

誘導に当たっては、災害時要援護者の避難誘導を優先的に行う。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

A市対策本部 担当 山 男
TEL 0xx-xxx-xxxx (内線 xxx)
FAX 0xx-xxx-xxxx

・・・・以下略・・・・

国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

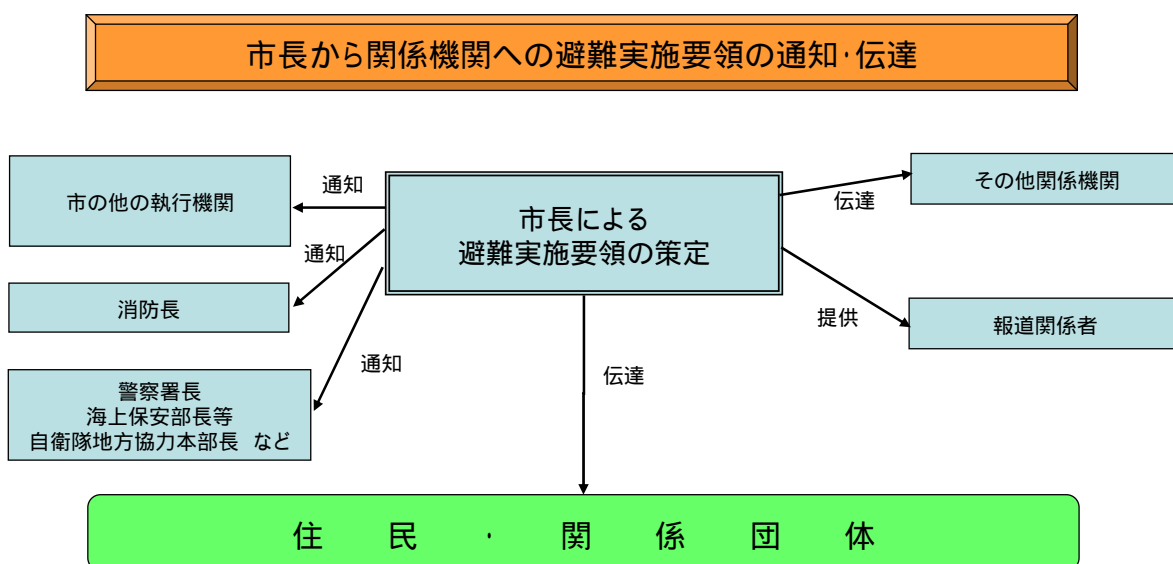
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



(3) 避難住民の誘導

市長による避難住民の誘導 【法第62条第1項】

市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員運送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部及び消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

避難誘導を行う関係機関との連携 【法第63条第1項、第64条第1項】

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下、「警察署長等」という。）に対して、警察官、海上保安官又は自衛官による避難住民の誘導を要請する。

また、避難誘導に際して警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供 【法第62条第6項】

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

災害時要援護者への配慮

市長は、災害時要援護者の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。

避難住民を誘導する者による警告、指示等 【法第66条第1項】

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努める。また、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

避難所などにおける安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所などにおける犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

避難住民の運送の求め等 【法第71条】

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

大規模な市民の避難

大規模な市民の避難の必要が生じた場合、基本指針においては、国の対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努めるものとされている。

市長は、国の対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国の対策本部長の指示を待って対応する。

帰宅困難者等への対応

帰宅困難者及び滞留旅客が多数発生した場合、市は避難施設等の必要な情報提供を行うとともに、情報の不足や流言飛語等による不安や混乱状態の発生を防止するための広報を行う。

また、市は、帰宅困難者等への対応について県及び隣接市町と連携を図る。

石油コンビナート等特別防災区域の周辺地域における市民の避難

市長は、石油コンビナート等特別防災区域で、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、緊急の必要があると認めるときは、周辺の市民に対し退避を指示し、また警戒区域の設定等を行う。

避難住民の復帰のための措置 【法第69条】

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(4) 避難に当たって配慮する事項

弾道ミサイル攻撃の場合

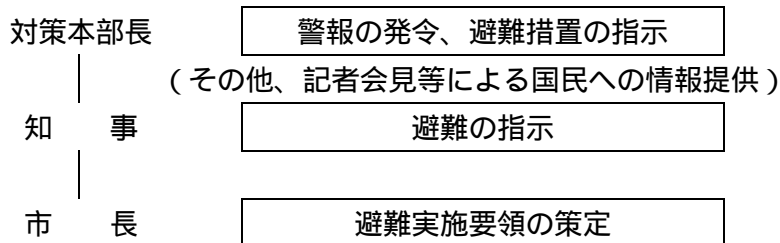
ア 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)

イ 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるように、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

a 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



b 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ア ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による

避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

イ その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

ウ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たる。

避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」といった手順が一般には考えられる。

昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県市の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

NBC攻撃の場合

NBC攻撃の場合の避難においては、国の対策本部長が攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、市長は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行う。一般的には、外気からの密閉性の高い屋内や、風上への避難誘導を行うこととなる。

なお、屋外にて避難誘導や避難実施要領の伝達に携わる者は、外気に触れるため危険性が高いことから、市長はこれらの者に防護服を着用させるなど、安全を図るための措置を講ずる。

第5 救 援

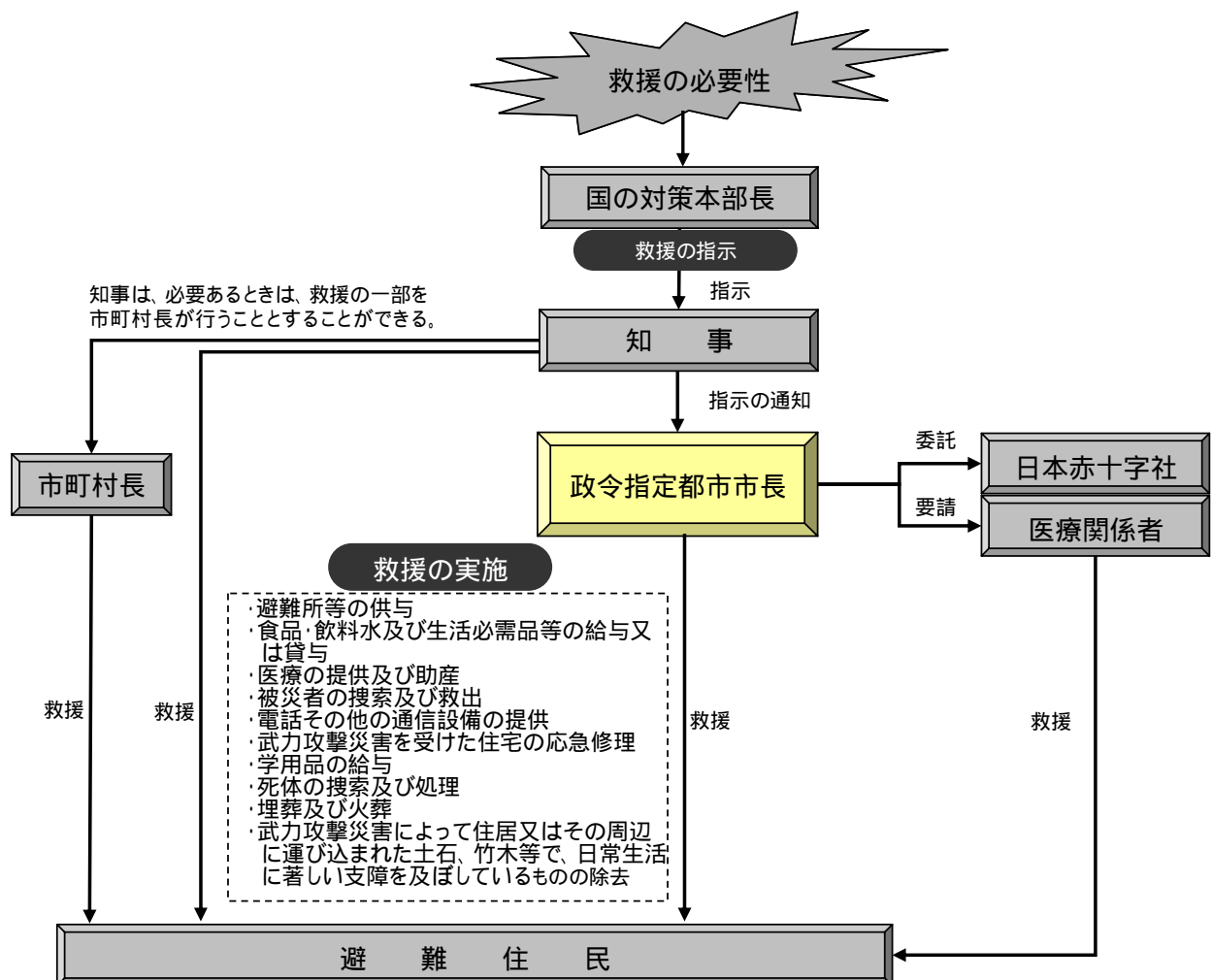
避難先地域や被災地において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために市が実施する救援について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施 【法第75条第1項、施行令第9条】

市長は、知事を通じ国の対策本部長より救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、救援を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。



(2) 救援の実施に係る県との調整

市長は、政令指定都市として市が県と同様の立場で救援を行うことにかんがみ、救援の円滑な実施のため、知事と事前に活動内容についての調整を行い、緊密に連携して救援を行う。

(3) 救援の程度、方法及び期間 【法第75条第3項、施行令第10条】

市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び方法の基準」という。）に基づき救援を行う。また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から厚生労働大臣が定める日までとする。

市長は、「救援の程度及び方法の基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、厚生労働大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

なお、市は、災害時要援護者に対して適切な救援を実施できるよう、十分配慮する。あわせて、救援の実施に当たっては、男女のニーズの違いにも配慮する。

(4) 救援に関する基礎資料

市長は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

2 関係機関との連携

(1) 県との連携

本市は政令指定都市であり、県と同様の立場で救援を行うことが定められていることから、県との間で救援の活動内容についての情報の共有を図る。

(2) 日本赤十字社との連携 【法第77条】

市長は、救援の措置のうち必要とされる措置又はその応援について、日本赤十字社に災害救助法における実務に準じた手続により協力の要請及び委託をすることができる。

(3) 緊急物資の運送の求め 【法第79条】

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

また、市長は、運送事業者に運送を行うよう要請又は指示するときは、当該運送事業者に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供する等、その業務に従事する者の安全の確保に十分配慮する。

(4) 国への要請 【法第87条】

市長は、救援を実施するため必要があると認めるときは、国に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

3 救援の内容 【法第75条、施行令第9条】

(1) 避難所等の供与

避難所の供与

ア 避難所の決定 【救援の程度及び方法の基準第2条第1号】

市は、県と調整の上、あらかじめ指定した避難施設その他適切な場所に避難所を開設する。

イ 避難所の周知

市は、避難所を開設したときは、速やかに地域住民に周知するとともに、県、県警察、海上保安部、自衛隊等関係機関に連絡する。

ウ 避難所の運営

避難所の運営はあらかじめ定めるマニュアルに基づき、救援を行うため配置された市の職員が責任者となって、当該施設職員、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得て運営する。

なお、避難所においては、避難住民等のプライバシーの確保について配慮する。

公営住宅の貸与 【救援の程度及び方法の基準第2条第1号ト】

市は、必要と認める場合には、公営住宅を避難住民等に貸与する。

応急仮設住宅等の供与 【救援の程度及び方法の基準第2条第1号ニ・第2号】

市は、必要に応じ建設業関係団体と協力しながら、被災住民に対して応急仮設住宅及び長期避難住宅を供与する。

なお、これらの住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、市長は、県に資機材の調達について支援を求める。

避難所等の安全確保 【法第89条】

市が開設した避難所等については、消防法第17条の適用除外となるため、市は、消防用設備の設置及び維持に関する基準を定め、避難所等における災害を防止し、安全を確保する。

(2) 食品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与

供給計画の策定

市は、避難住民等の基本的な生活を確保するため、食品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与を実施する。

市は、それぞれの避難所において、救援に必要な食品・飲料水・生活必需品の必要数量を算出し、避難住民等の救援に必要な量を把握し、以下のaからhの内容について、食品・飲料水・生活必需品の供給計画を定める。

- a 備蓄物資から使用する量
- b 市外からの応援物資の量
- c 特定物資の保管、売り渡しの要請量、要請業者
- d 食品、生活必需品等の物資集積地
- e 物資集積地までの運送方法、運送体制
- f 物資集積地から避難施設への運送方法、運送体制
- g 拠点給水、車両給水の実施
- h その他必要な事項

飲料水の供給

市は、避難所において飲料水が不足する場合においては、供給計画に基づき応援の調整を

図り、拠点給水又は車両給水を実施する。

物資の仕分け

市は、あらかじめ定めた体制に基づき、物資を仕分ける。

物資の運送方法等 【法第79条】

ア 運送方法

市は、武力攻撃事態等の状況、地域の交通や運送物資の優先順位を考慮の上、最も適した運送手段を選択する。また、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して、物資集積地への運送、物資集積地から避難所までの運送について要請する。

なお、国の対策本部長により、道路の利用指針等が定められた場合は、市は、その利用指針を踏まえて、運送手段の選択や運送の要請を行う。

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、運送を実施することとされている。

イ 運送実施状況の把握方法

a 市から要請を受けた運送事業者は、運送車両の出発時間と到着時間について、逐次市対策本部へ報告を行う。

b 市対策本部は、運送車両の出発時間と到着時間、物資の品目、数量について取りまとめ、関係する避難所に連絡を行う。

物資運送路の確保

ア 国の対策本部との調整

市は、救援物資の運送道路を決定する際には、国の対策本部と必要な調整を行う。

イ 県警察との調整

市は、物資運送路における交通の混乱を防止し、円滑かつ安全な住民避難を実施するため、物資の運送道路を決定する際には、県警察と調整を行う。

ウ 物資運送路の決定

市は、物資の保管場所から物資集積地までの運送路及び物資集積地から避難所など救援を行う場所までの運送路について決定し、県警察及び運送事業者に通知する。

受入れを希望する物資情報の発信

市は、自主防災組織やボランティア団体等の協力を得ながら、避難住民等が希望する物資を把握し、その内容のリスト及び送り先、運送方法について、市民に公表するよう努める。

県への支援要請 【法第144条】

市長は、供給すべき物資が不足し、調達が困難な場合には、県に物資の調達について支援を求める。

(3) 医療の提供及び助産

傷病者の搬送等

ア 消防機関の活動

(a) 出動の優先順位の基準

武力攻撃災害等発生時には、国、県、市町村からその状況についての的確に情報を収集し、武力攻撃災害の程度に準じて優先順位を定め、出動を行う。ただし、状況の変化に応じて適宜再配置を行う。

(b) 救急救助活動の優先順位の基準

救急救助活動を行うにあたっては、以下の事項について考慮の上、優先順位を決定する。

- ・ トリアージ（治療の優先順位による患者の振分け）を実施して、救命の処置を必要とする重傷病者等を優先する
- ・ 高齢者、乳幼児等の抵抗力が低い弱者を優先する
- ・ 同時に多数の救急救助が必要となる場合は、武力攻撃災害発生現場付近を優先する
- ・ 武力攻撃災害発生現場付近以外で、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、より多くの人命を救護できる現場を優先する

(c) 応援の要請

一つの消防機関で対処することが困難と認められる場合には、県内の他の消防機関に応援を求める。また、県内の消防機関だけでの対応が困難と認める場合は、市長は、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊による応援を要請する。

イ 後方医療施設への搬送手順

(a) 傷病者搬送の判定

医療救護班（下記 ア参照）又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、トリアージの結果を踏まえ、後方医療施設に搬送する必要があるか否か判断する。

(b) 傷病者搬送の要請

医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、消防機関に傷病者の搬送を要請する。また、消防機関だけで対応できない場合には、民間の患者等搬送事業者に対して搬送を要請する。

重篤患者など緊急治療が必要な場合には、必要に応じて市消防ヘリコプターやドクターヘリコプターを手配するとともに、なおも必要な場合には、県警察、海上保安部、自衛隊に対してもヘリコプターによる搬送の要請を行う。

(c) 後方医療施設への搬送

傷病者搬送の要請を受けた消防機関その他関係機関は、あらかじめ定めた搬送先順位に基づき、市が収容先医療機関の受入れ体制を確認した上で、搬送する。

医療救護班の編成と医療資機材の調達

ア 医療救護班の編成手順と派遣方法

各医療機関は、あらかじめ定める方法により医療救護班を編成し、派遣する。

イ 医療資機材等の調達

(a) 医療資機材の調達

医療救護班の使用する医療資機材が不足する場合には、市に調達を要請する。要請を受けた市は、備蓄用医療資機材の提供、製造販売業者への物資の売渡し要請を行い、必要数量を確保する。

(b) 血液の供給

市及び日本赤十字社千葉県支部は、武力攻撃災害発生後、直ちに県内血液センター施

設の被災状況を調査し、その機能の保持に努めるとともに、状況に応じて、血液の確保を図るため、次の措置を講ずる。

- ・被害の軽微な地域等に採血車を出動させ、献血を行う
- ・血液が不足する場合には、近隣の日本赤十字社の都県支部及び血液センターに応援を依頼し、県外からの血液の受入れを行う

救護所の設置

医療救護班を派遣する各機関は、あらかじめ定める方法により、救護所を設置する。

後方医療体制の確立

ア 災害拠点病院との連携

医療救護班を派遣した各機関は、災害拠点病院と連携しながら初期医療活動を行う。災害拠点病院は、他の医療機関等では対応できない重篤傷病者、高度な治療が必要な患者を受け入れる。

イ 市立病院

両市立病院は、災害拠点病院としての機能又は災害拠点病院に準じた後方収容機能を果たすとともに、医療救護班を設置するなど災害時医療の中核として活動する。

ウ 災害医療協力施設等

上記ア及びイのほか、市医師会の協力を得て、災害医療協力施設を定める。また、多数の重傷病者等が発生した場合に重症重症者等の受入れを行う後方支援病院を確保する。

エ 広域応援の要請

市長は、市内の関係機関のみでは十分な医療救護活動が困難と認めるときは、県及び他の市町村へ医療救護班の派遣、被災地からの搬送患者の受入れ等を要請する。その際、九都県市災害・救急医療連絡会が定める「広域医療連携マニュアル」や、地域防災計画に記載されている諸協定の活用を留意する。

(4) 被災者の捜索及び救出

被災情報の把握

市は、被災情報、捜索・救出の状況、安否情報について、情報収集等に努める。

被災地における捜索・救出の実施

市は、市対策本部で集約した被災情報に基づき、県、県警察、自主防災組織、ボランティア団体と協力し、救助・救急活動を実施する。

応援要請

ア 市は、被災情報を消防機関に提供するとともに、一つの消防機関では対応が困難と認めるときには、近隣の消防機関に応援を要請するなど、必要な調整を行う。

イ 市長は、被災状況が甚大であり、市だけでは対応が困難と認めるときは、他の市町村の市町村長等及び知事等に対し国民保護法第17条・第18条に定める応援を求め、また、知事を通じて消防庁長官に対し緊急消防援助隊の応援要請を行う。また、必要と認めるときには、知事を通じて防衛庁長官に対し、自衛隊の部隊の国民保護等派遣を要請する。

救助資機材の調達

市は、自らが保有している救助資機材では対応が困難と認める場合には、県に救助資機材の調達を要請する。県は、建設業関係団体の協力を得て重機等の資機材を確保する。

(5) 電話その他の通信設備の提供

市は、電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て、避難所等で保有する電話その他の通信設備等の状況把握、電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整、電話その他の通信設備等の設置箇所の選定、聴覚障害者等への対応を行う。

(6) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

市は、武力攻撃災害により住宅が被災し、自己の資力では応急修理できない者に対して、建設業関係団体との協議の上、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。

(7) 学用品の給与

市は、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、就学上必要な学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童生徒に対し、教科書、文房具、通学用品を支給する。

(8) 死体の捜索及び処理並びに埋葬及び火葬

関係機関との連携

市は、県、県警察、海上保安部、自衛隊、消防機関と相互に連携しながら、武力攻撃事態等において発生した死体の捜索及び処理並びに埋葬及び火葬を適切に実施する。

死体の捜索

市は、県や県警察などの関係機関の協力のもとに、死体の捜索を実施する。ただし、NBC攻撃災害により死体に付着した危険物質の洗浄が必要な場合には、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊など専門知識を有する機関に協力を依頼する。

死体の処理

発見した死体については、以下の手順により処理する。

ア 一時保管

市は、検視（見分）・検案前の死体及び所持品・発見状況に関する書類とともに死体の一時保管を行う。

（注）検視…捜査機関が、死亡が犯罪に起因するか否かを判断するために死体の状況を調べる処分。

見分…捜査機関が、不自然な死亡の状況を明らかにするために死体の状況を調べる処分。

検案…医師が死体の外表から検査し、死亡の確認と死因の究明を行う処分。埋葬に必要。

イ 検視（見分）・検案

警察官等は、医師立ち会いの元、検視（見分）を行う。医師は、検案を行う。

また、必要に応じ、死体の洗浄、縫合、消毒などの処置を行う。

ウ 身元確認作業

死体の状況により身元の特定ができない場合、市は、医師又は歯科医師に身元確認に必要な検査を要請する。

エ 死体の輸送

警察官等による検視・見分及び医師による検案を終えた死体は、市が、県、県警察、消防機関、葬祭業取扱業者の協力を得て死体収容所へ輸送し、収容する。

オ 死体収容所（安置所）の開設

市は、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園など）に死体の収容所を開設

し、死体を収容及び整理し、埋葬及び火葬前の一時保管を行う。死体収容のための建物がない場合は、天幕・幕張りを施し、必要器具（納棺用具等）を確保する。また、死体収容所（安置所）には、必要に応じて検視、見分、検案を行うための検視所を併設する。

カ 遺留品等の整理

市は、収容した死体の遺留品などの整理を行う。

埋葬・火葬対策

ア 被害状況の把握

市は、死者数を把握し、県に報告する。また、火葬場の施設の点検状況、従事者の状況、火葬能力状況を把握する。

イ 埋葬・火葬の実施

市は、火葬を実施する。市のみでの火葬の実施が困難な場合には、市は、受入れ可能な火葬場に対して火葬の実施を要請する。また、市内の火葬場だけで処理が困難な場合には、市は近隣市町に火葬の応援を要請する。

(9) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木の除去

市は、武力攻撃災害により、住宅及びその周辺に土石や竹木等が堆積し、自己の資力では除去できず、日常生活に著しい支障を受けている者に対して、建設業関係団体との協力の上、必要最小限の除去を行う。

4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃等や生物剤・化学剤による攻撃の場合には、市又は関係機関による消毒・除染の実施状況のほか、それぞれ下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

(1) 核攻撃等の場合の医療活動

- ・医療関係者等からなる医療救護班による緊急被ばく医療活動の実施
- ・内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
- ・患者の除染による被ばく防止や防護服の着用などの防護措置の実施
- ・専門医療機関である放射線医学総合研究所との密接な連携による医療活動の実施

(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ・病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関（市立青葉病院）等への移送及び入院措置の実施（ただし、市立青葉病院で全ての感染症に対応できるわけではないことに留意する）
- ・必要に応じたワクチンの接種や防護服の着用などの防護措置の実施
- ・国からの協力要請に応じた医療救護班の編成や医療活動の実施

(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動

- ・国からの協力要請に応じた医療救護班の編成や医療活動の実施
- ・患者の除染による二次被害の防止や防護服の着用などの防護措置の実施

5 救援の際の物資の売渡し要請等

(1) 事業者への保管・売渡し要請 【法第81条】

備蓄物資及び応援物資では、避難住民等の救援が十分に行われていないと認められる場合において、市長は、特定物資について、その所有者に対し、売り渡し要請を行うことができる。この場合において、特定物資の所有者が正当な理由がないのに当該要請に応じない場合には、市長は、特に必要があると認めるときに限り、物資を収用することができる。

なお、市長は、特定物資を確保するため、緊急の必要があると認めるときは、特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は運送を業とする者に対して、保管を命ずることができる。

また、市長は、必要がある場合、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定物資の売渡しの要請等を市長に代わって行うことを要請する。

特定物資の種類は次のとおりである。

- a 医薬品
- b 食品
- c 寝具
- d 医療機器その他衛生用品
- e 飲料水
- f 被服その他生活必需品
- g 避難所等々に係る建設工事に必要な建設資材
- h 燃料
- i その他救援の実施に必要なものとして厚生労働大臣が定めるもの

(2) 土地等の使用に関する留意事項 【法第82条】

市長は、避難所等の供与や医療の提供を目的とした臨時の施設を開設するため、土地、家屋又は物資を、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て使用することができる。

なお、市長は、臨時の施設を開設するため、特に必要があると認めるときに限り、所有者の同意を得ないで当該土地等を使用することができる。

(3) 公用令書の交付 【法第83条】

上記(1)及び(2)に基づき、特定物資を収用・保管し、又は土地等を使用する処分については、市長は、公用令書を交付して行わなければならない。

また、公用令書を交付すべき相手方、事後公布の手続等については、国民保護法及び国民保護法施行令に定めるところによる。

(4) 立入検査等 【法第84条】

市長は、特定物資を収用し、若しくは特定物資の保管を命じ、又は土地等を使用するため必要があるときは、その職員に土地若しくは家屋又は特定物資を保管させる場所若しくは特定物資等の所在する場所に立入り、土地、家屋又は特定物資等の状況を検査させることができる。

また、市長は、特定物資を保管させたときは、保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に特定物資を保管させてある場所に立入り、特定物資の保管の状況を検査させるこ

とができる。

なお、職員が立入検査を行う場合には、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならず、又当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときには、これを提示しなければならない。

6 医療の実施の要請等 【法第85条】

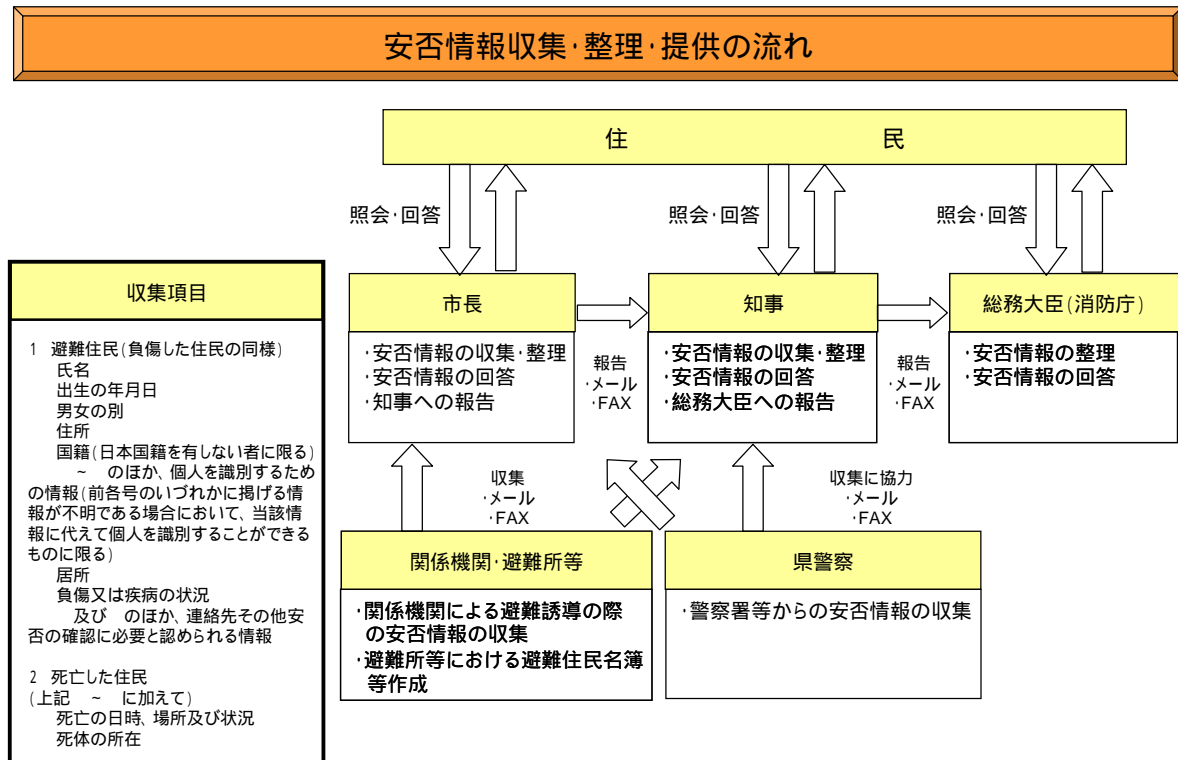
市長は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、場所及び期間その他の必要な事項を示して、医療を行うよう要請することができる。なお、正当な理由がないのに要請に応じない場合は、医療を行うべきことを指示することができる。この場合には、必要な事項を書面にて示さなければならない。

また市長は、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第6 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示する。



1 安否情報の収集 【法第94条】

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告 【法第94条第1項】

市は、収集・整理した安否情報を適時に県へ報告する。この場合において、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

様式第3号(第2条関係)

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分
市町村名： 担当者名

氏名	フリガナ	出生の年月日	男女の別	住所	国籍	その個人を識別するための情報	負傷(疾病)の該当	負傷又は疾病の状況	現在の居所	連絡先その他必要情報	親族・同居者への回答の希望	知人への回答の希望	親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 「 出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「 国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「 負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ~ の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入すること。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

3 安否情報の照会に対する回答 【法第95条】

(1) 安否情報の照会の受付

市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。なお、安否情報の照会に当たっては、本人確認等を行うため、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等）を照会窓口において提出又は提示させることとする。

安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。この場合、市は、安否情報省令及び千葉市個人情報保護条例に基づき、照会者の本人確認を行うため、照会者の住所地市町村に問い合わせることにより、4情報の照会を行うこととする。

【安否情報照会書への記入要領】

照会をする理由欄において、「その他」として理由を記載する場合は、具体的な理由の記載を求めるものとし、「安否確認のため」、「取材・報道のため」といった抽象的な記載だけでは具体性があるとはいえず、安否情報のどの部分をどのような目的に利用するかが明らかになる程度の記載があることを要する。

申請者の確認欄は、回答を行う地方公共団体の長又は総務大臣（消防庁）が記載する欄であり、照会をしようとする者に対して行った本人確認方法を記載する。特段の本人確認を行っていない場合には、空欄とする。

備考欄は、回答を行う地方公共団体の長又は総務大臣（消防庁）が記載する欄であり、「窓口における書面の提出」、「電子メール」、「電話」といった照会方法等を記載する。

(2) 安否情報の回答

市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

安否情報照会書

様式第4号(第3条関係)

安 否 情 報 照 会 書

年 月 日

総務大臣
(都道府県知事) 様
(市町村長)

申請者
住所(居所)
氏名

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由 (を付けてください。の場合、理由を記入願います。)	被照会者の親族又は同居者であるため。 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 その他 ()	
備考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しないものに限る。)	
	その他個人を識別するための情報	
申請者の確認		
備考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 印の欄には記入しないでください。

安否情報回答書

様式第5号(第4条関係)

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日

様

総務大臣
(都道府県知事)
(市町村長)

年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。

被難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しないものに限る。)	
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入願います。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入願います。
 - 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入願います。

4 日本赤十字社に対する協力 【法第96条第2・3項】

市は、日本赤十字社の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処

(1) 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

武力攻撃災害への対処 【法第 97 条第 2 項】

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

知事への措置要請 【法第 97 条第 6 項】

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC 攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

対処に当たる職員の安全の確保 【法第 22 条】

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

(2) 武力攻撃災害の兆候の通報 【法第 98 条】

市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

2 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

(1) 生活関連等施設の安全確保

生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

消防機関による支援 【法第102条第4項】

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

市が管理する施設の安全の確保 【法第102条第3・4項】

市は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市は、必要に応じ、県警察、海上保安部長等、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(2) 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

危険物質等に関する措置命令 【法第103条第1・3・5項】

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。また、危険物質等に係る武力攻撃災害が発生したときは、これを防除・軽減するための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置は次のとおりである。

ア 対象

- a. 市域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）
- b. 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）で、同法第4条第1項の登録を市長から受けた者が取り扱うもの

イ 措置

- a. 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消

防法第 12 条の 3、毒物劇物については、国民保護法第 103 条第 3 項第 1 号)

b. 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限 (国民保護法第 103 条第 3 項第 2 号)

c. 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄 (国民保護法第 103 条第 3 項第 3 号)

警備の強化及び危険物質等の管理状況報告 【法第 103 条第 2・4・5 項】

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、イの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

(3) 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止等 【法第 104 号】

本市には、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等特別防災区域が存在する。同区域に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置及び同法に基づき作成された千葉県石油コンビナート等防災計画に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、(1)の安全確保及び(2)の武力攻撃災害防止・防除措置もあわせて講ずる。

本市の石油コンビナート等に武力攻撃災害が発生した場合、消防機関は上記計画等に定める応急対策に従事する。石油コンビナート等防災本部長 (知事) は必要に応じ、本市の市庁舎内に現地本部を設置し、市長をもって現地本部長に充てることとされている (災害時等における千葉県石油コンビナート等防災本部運営要領)。現地本部員となる市職員は同要領に定めるところに従い、情報収集や付近住民に対する広報等に従事する。

(4) 武力攻撃原子力災害への対処 【法第 105 条】

本市には原子力災害対策特別措置法の規定する原子力事業者は存在しないが、市内を核燃料物質運送車両が通過することもある。武力攻撃等により車両が被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出又は放出されるおそれのある事態が発生した場合には、国民保護法第 105 条の「武力攻撃原子力災害」に該当するため、市がこうした事実を認識したときは、直ちに国に通報しなければならない (同条第 3 項)。国の対策本部長は、直ちに武力攻撃原子力災害への対処に関する事項の公示を行い、関係大臣を指揮して応急対策を講じることとされている。具体的には、武力攻撃原子力災害に関する情報の収集・伝達、被災者の救難・救助、緊急輸送の確保等である (同条第 13 項、原子力災害特別措置法第 26 条第 1 項)。市長が知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合 (国民保護法第 105 条第 11 項) は、消防機関に連絡するとともに、連携して応急対策を行う。

(5) 核燃料物質等に係る武力攻撃災害の発生等の防止 【法第 106 条】

核燃料物質や核汚染物質を保有する施設は、危険物質等取扱所として生活関連等施設に該当することから、市は(1)の安全確保策を講ずる。また、これらの施設に係る武力攻撃災害が発生した場合は、国は施設の管理者に対し必要な措置を命ずることができるとされている。

3 N B C 攻撃による災害への対処 【法第107条、第108条】

市は、N B C 攻撃（核兵器又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、N B C 攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、N B C 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、市は、県警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。

化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【国民保護法第 108 条の汚染拡大防止措置に関する表】

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的に収集するよう努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

4 応急措置等

市長は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 退避の指示 【法第 112 条】

退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の实情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（一例）】

「 町×丁目、 町 丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
「 町×丁目、 町 丁目」地区の住民については、 地区の （一時）避難場所へ退避すること。

屋内退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

- a. N B C 攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- b. 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

退避の指示に伴う措置等

ア 知事への通知等

市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 退避先の指示

市長は、退避の指示をする場合において、必要があると認めるときは、その退避先を指示することができる。

ウ 警察官等による退避の指示

知事、警察官、海上保安官などは、市長による退避の指示を待ついとまがないと認めるときなどにおいて、必要と認める地域の住民に対して、退避の指示を行うことができる。

エ 活動の調整

市長は、知事、警察官、海上保安官などから退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

安全の確保等

ア 安全の確保 【法第22条】

市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないように国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 緊急連絡手段の確保等

市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 特殊標章等の着用

市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

(2) 警戒区域の設定 【法第114条第1項】

警戒区域の決定等

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

警戒区域の設定に伴う措置等

ア 警戒区域の設定

市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 周知及び立入りの制限

市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 連絡体制の確保

警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 活動の調整

市長は、知事、警察官、海上保安官などから警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

(3) 応急公用負担等

市長の事前措置 【法第 111 条第 1 項】

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

応急公用負担 【法第 113 条】

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

(4) 消防に関する措置等

市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

消防機関の活動 【法第 97 条第 7 項】

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員に危険が及ばないよ

う、必要な情報の収集や、汚染防止のための必要な資機材支給など、活動上の安全確保に配慮し、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

安全の確保 【法第22条】

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等と連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消

防本部及び消防署と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長及び消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

第8 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 被災情報の収集 【法第126条第1項】

市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

また、市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

(2) 被災情報の報告 【法第127条第1項】

市は、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。

市は、第一報を報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について千葉県国民保護計画に定められた様式（資料編参照）に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する

第9 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。また、市は、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアの問題に対応する。

さらに、災害時要援護者及びその他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対する情報提供を実施する。

市は、地域防災計画の定めに基づいて、市域における飲料水給水体制を整備する。

市は、その管理する水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援に係る要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

(6) し尿処理

市は、し尿を衛生的に処理するため、し尿施設の速やかな復旧を実施するとともに、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努め、避難住民等の生活に支障が生じることがないように

努める。避難所などにおいては、仮設(簡易)トイレを速やかに設置するとともに、十分な衛生管理を行う。

また、市が、し尿処理を実施するに当たって、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められる場合には、県に対して支援を要請する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理対策

廃棄物処理体制の整備

市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活衛生局作成)及び「千葉市震災廃棄物処理計画」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

応援等の要請

市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村の応援等に係る要請を行う。

(2) 廃棄物処理の特例

廃棄物処理業の許可を受けていない者に対する特例 【法第124条第3項】

市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

特例基準の指導 【法第124条第4項】

市は、により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第10 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定 【法第129条】

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため次に掲げる措置を行う。

- ・生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施する。
- ・生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク（ ）等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談体制を充実させる。

物価情報ネットワーク：インターネットを介して内閣府と地方自治体間及び地方自治体相互間で物価に関する情報を交換するシステム。物価問題に関する消費者、事業者等の理解と協力を得て、合理的な消費態度や取引活動等を助長する効果的に実施することを目的とする。

また、市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ・生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）に基づく物資の売渡しの指示及び命令等
- ・国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に基づく物資の標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表等
- ・物価統制令（昭和21年勅令第118号）に基づく統制額を超える契約等に対する例外許可等

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際には、関係機関と連携し、必要に応じた学校施設等の応急復旧等適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等 【法第162条第2項】

市は、法律又は条例の定めるところにより、武力攻撃災害による被災者の地方税その他市の徴収金について、減免、徴収猶予その他の措置を、災害の状況に応じて実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

市は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に

応じた雇用確保等に努める。

(4) 生活再建資金の融資等

市は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等(災害援護資金、災害見舞金・弔慰金、被災者生活再建支援金等)を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給 【法第134条第2項】

水道事業者として市は、その供給区域において、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理 【法第137条】

河川管理施設及び道路の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等の適切な交付及び管理について、以下のとおり定める。

(1) 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等 【法第 157 条第 1 項、第 158 条第 1 項】

赤十字標章等

ア 標章

第一追加議定書第 8 条 (l) に定める特殊標章 (白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る) 。

イ 信号

第一追加議定書第 8 条 (m) に定める特殊信号 (医療組織又は医療用運送手段の識別のための信号又は通報) 。

ウ 身分証明書

第一追加議定書第 18 条 3 に定める身分証明書 (様式のひな型は 113 ページのとおり) 。

エ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用運送手段等。

【標 章】



白地に赤十字



白地に赤新月



白地に赤のライオン及び太陽

ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も 1980 年以降使用していない。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。

特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第 66 条 3 に定める特殊標章 (オレンジ色地に青の正三角形) 。

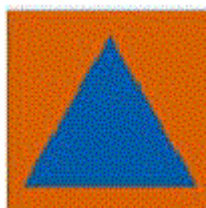
イ 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に定める身分証明書 (様式のひな型は 113 ページのとおり) 。

ウ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等。

【特殊標章】



(オレンジ色地に青の正三角形)

(2) 赤十字標章等の交付及び管理 【法第157条第2項】

市長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付し使用させる。

- ア 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者
- イ 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者（ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行う者を含む）

(3) 特殊標章等の交付及び管理 【法第158条第2項】

市長及び消防長は、ガイドラインに基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。



- ア 市長
 - ・市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く）で国民保護措置に係る職務を行う者
 - ・消防団長及び消防団員
 - ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- イ 消防長
 - ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
 - ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(4) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、赤十字標章等及び特殊標章等の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

(自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書のひな型)

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
常時の 自衛隊の衛生要員等以外の 医療関係者用 臨時の		
PERMANENT for civilian medical personnel TEMPORARY		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日の ジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国 際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書)によ って保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日/Date of issue	証明書番号/No. of card	
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry		

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型)

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日 のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の 国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書)によ って保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日/Date of issue	証明書番号/No. of card	
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry		
有効期間の満了日/Date of expiry		

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

第3編 緊急処理事態への備えと対処

第1章 総論

市は、武力攻撃に準じる大規模テロ等の緊急処理事態においても、国民保護措置に準じて適切に緊急対処保護措置を講じ、対処する必要がある。そのための平素からの備えと対処について基本的な考え方を以下のとおり定める。

第1 基本的考え方

市は、武力攻撃に準じる大規模テロ等の緊急処理事態においては、基本指針を踏まえれば、警報の通知及び伝達を除き武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処に準じて緊急対処保護措置を行うこととなる。

一方、今日の安全保障環境に係る国の見解は、従来のような国家間における軍事的対立を中心とした問題のみならず、米国の9.11テロにみられるとおり、国際テロ組織などの非国家主体が重大な脅威であるとしている。

このため本編では、近年高まってきている大規模テロの脅威が我が国にも及んでいる現状、並びに、緊急処理事態においては、発生当初は災害と区別できないことや発生した事態に対して多様な対応が考えられるため、より詳細に記述することとする。

第2 事態想定ごとの被害概要

緊急処理事態に係る事態想定ごとの被害概要は、以下のとおりである。

1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設、航空燃料パイプライン等の爆破	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。
危険物積載船への攻撃	・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じる。
近隣県の原子力事業所等の破壊	・大量の放射性物質が放出され、周辺住民が被ばくする。 ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破	・大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
列車等の爆破	
政治経済活動の中核に対する攻撃 庁舎、議会、金融市場、交通施設、空港、トンネル、電力・通信施設等	・施設等の破壊等により、政治行政や社会経済活動に支障が生じる。 ・行政機能の低下により事態対処の遅延が生ずる。 ・行政サービスの停止、電気・通信・交通障害、物流停滞等により国民生活が圧迫される。 ・物価、金融相場の乱高下及び対外的信用低下により経済損失が生ずる。

2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
<放射性物質> ○ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 水源地对する放射性物質の混入	・ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）の爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎、また、放射性物質による被ばくや、汚染による被害及び不安が生じることである。 ・ダーティボムの爆発により放射線被ばくや放射性物質により汚染が起きますと急性障害や発がんを含む晩発障害が起きることがある。 ・小型爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。まず、核爆発によって爆心地周辺においては、熱線、爆風及び中性子線やガンマ線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、被ばくや放射性物質による汚染の被害を短期間にもたらすほか、中性子線により放射化された建築物や土壌から放射線が発生したり放射性物質を含んだ降下物が風下方向に拡散し、被害範囲を拡大させる。 ・水源地对する放射性物質の混入による被害は、放射性物質による内部被ばく

	や社会的不安を引き起こすことである。
<p><生物剤・毒素> ○炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 水源地に対する毒素等の混入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ・生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既知かどうか等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 ・水源地に対する毒素等の混入による被害は、汚染による健康被害及び不安が生じることである。
<p><化学剤> ○市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般に化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がり人的被害をもたらす。

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事態例	被害の概要
○航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ	<ul style="list-style-type: none"> ・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第3 平素からの備え

緊急対処保護措置を講ずるための、平素からの備えに必要な事項について、NBCテロ及び爆発物を使用したテロを念頭に以下のとおり定める。

1 関係機関によるネットワーク等の構築と活用 【法第172条第4項】

市は、放射性物質、生物剤、化学剤等原因物質の特定・分析、影響評価、防護、多数の被害者の救急搬送、住民の避難、医療措置、除染・防疫、無害化等に関する措置を的確に行う上での知見を迅速に入手し、緊急対処保護措置の実施に必要な協力を得るため、あらかじめネットワークを構築し、アドバイザーとしての専門家又は専門機関を確保する。

また、市は、県警察、消防機関、自衛隊、海上保安部等との危機管理・防災に係る様々な会議も活用し、関係機関との連絡体制や発生時の実働面等の強化に努める。

2 市が管理する公共施設における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発など、警戒等の措置を実施し、施設の種別等に応じた予防対策を講ずることが重要である。

3 対処マニュアル等の整備及び留意点

市は、緊急処理事態において、迅速な対応を図るため、対処マニュアルや緊急連絡体制の整備を進め、必要に応じ、県や関係機関とで共有する。

なお、既存マニュアルの修正や新規作成を行うときには、関係機関との連携による対処を必要とする以下の措置等について特に留意する。

- ・多数の被害者の救助、救急搬送、救急医療等の人命救助に関する措置
- ・放射性物質、生物剤、化学剤等原因物質の特定・分析及び影響評価等に関する措置
- ・放射性物質、生物剤、化学剤等の除染、防除、無害化等に関する措置
- ・国が想定している「現地調整所」の具体的運営や位置付け

4 石油コンビナート等特別防災区域における備え

石油コンビナート等特別防災区域における緊急処理事態への備えについては、第2編第2章第7の2(3)に掲げる武力攻撃事態等への備えに準じて、関係機関との連携に努める。

第2章 緊急処理事態への対処

第1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

市は、武力攻撃事態と同様に、緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

そのため、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行うなど、事態認定前の対処について、以下のとおり定める。

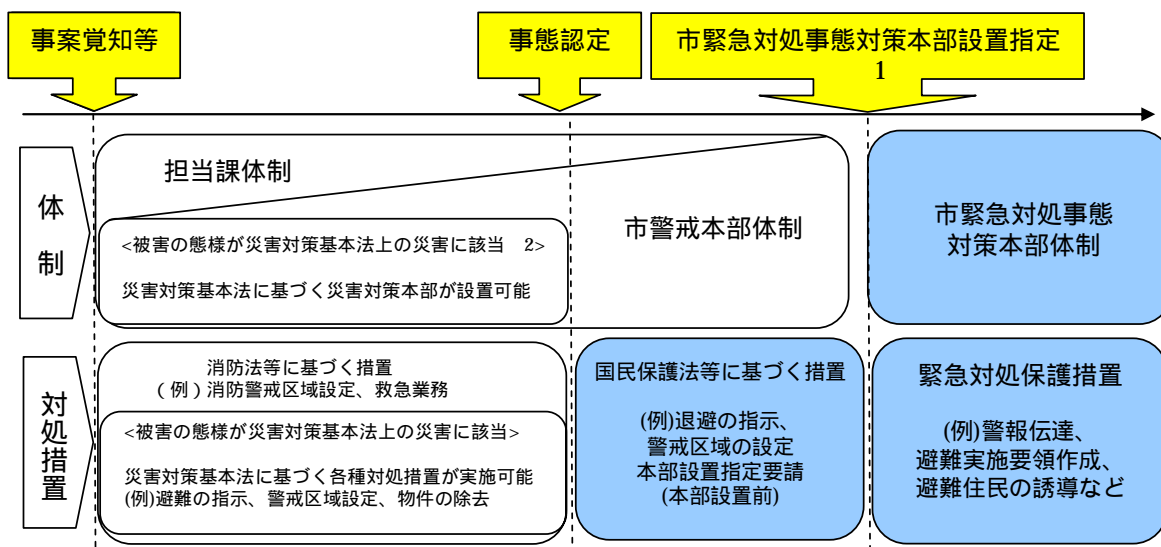
1 事態認定前における体制及び初動措置

(1) 初動時情報収集体制（担当課体制）

消防機関や市職員からの連絡その他の情報により、市の各課、室及び事業所等において緊急事態の発生を把握した場合は、直ちにその旨を総合防災課及び所管局・区等の長あてに報告する。担当課である総合防災課職員は、危機管理担当参事の総合調整のもと、情報収集等の対応に当たる。

(2) 市警戒本部の設置

情報収集の結果、緊急処理事態における災害の発生を推認又は予測しうる情報を把握した場合、市長は、速やかに県及び県警察に連絡を行い、情報の共有化を図るとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、市警戒本部を設置する。市警戒本部は、個別の事態の状況に応じて市長又は市民局長が本部長となり、本部長の指名する者をもって本部を構成する。市警戒本部のもと、市民局、消防本部、消防署及び本部長の指定する局・区等の職員の参集により、事態への対応に当たる。



1 事態認定と市緊急処理事態対策本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で指定が行われる場合には、タイミングがずれることになる。

2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

(3) 初動措置の確保

市は、初動体制下において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場における消防法による火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救急業務の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救助等の応急措置を行う。また、国、県等から入手した情報を各局・区等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市緊急処理事態対策本部設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市緊急処理事態対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(4) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村に対し支援を要請する。

2 市緊急処理事態対策本部体制への移行

政府において事態認定が行われ、市に対し、市緊急処理事態対策本部設置の通知があった場合には、市警戒本部体制等を廃し、直ちに市緊急処理事態対策本部を設置して新たな体制に移行する。

第2 市緊急処理事態対策本部の設置等

市が、緊急処理事態対策本部を設置する場合の手順等について、以下のとおり定める。

1 市緊急処理事態対策本部の設置手順 【法第183条】

(1) 市長による市緊急処理事態対策本部の設置

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を經由して市緊急処理事態対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合、直ちに市緊急処理事態対策本部を設置する。

また、事前に市警戒本部体制等をとっていた場合は、市緊急処理事態対策本部に切り替える。

(2) その他設置関連項目

次の設置関連項目については、市国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

- ア 市緊急処理事態対策本部員等及び同事務局職員等の参集
- イ 市緊急処理事態対策本部の開設
- ウ 交代要員等の確保
- エ 本部の代替機能の確保

2 その他市緊急処理事態対策本部関連事項 【法第183条】

次の関連項目については、市国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

- ア 市緊急処理事態対策本部等の組織構成及び機能
- イ 市緊急処理事態対策本部における広報
- ウ 市緊急処理事態現地対策本部の設置
- エ 現地調整所の設置
- オ 市緊急処理事態対策本部長の権限
- カ 市緊急処理事態対策本部の廃止
- キ 通信の確保

第3 関係機関相互の連携

緊急処理事態認定前後において、危機管理上特に重要となる初動時の関係機関相互の連携について、以下のとおり定める。

1 初動時における連携の基本モデルと主な役割

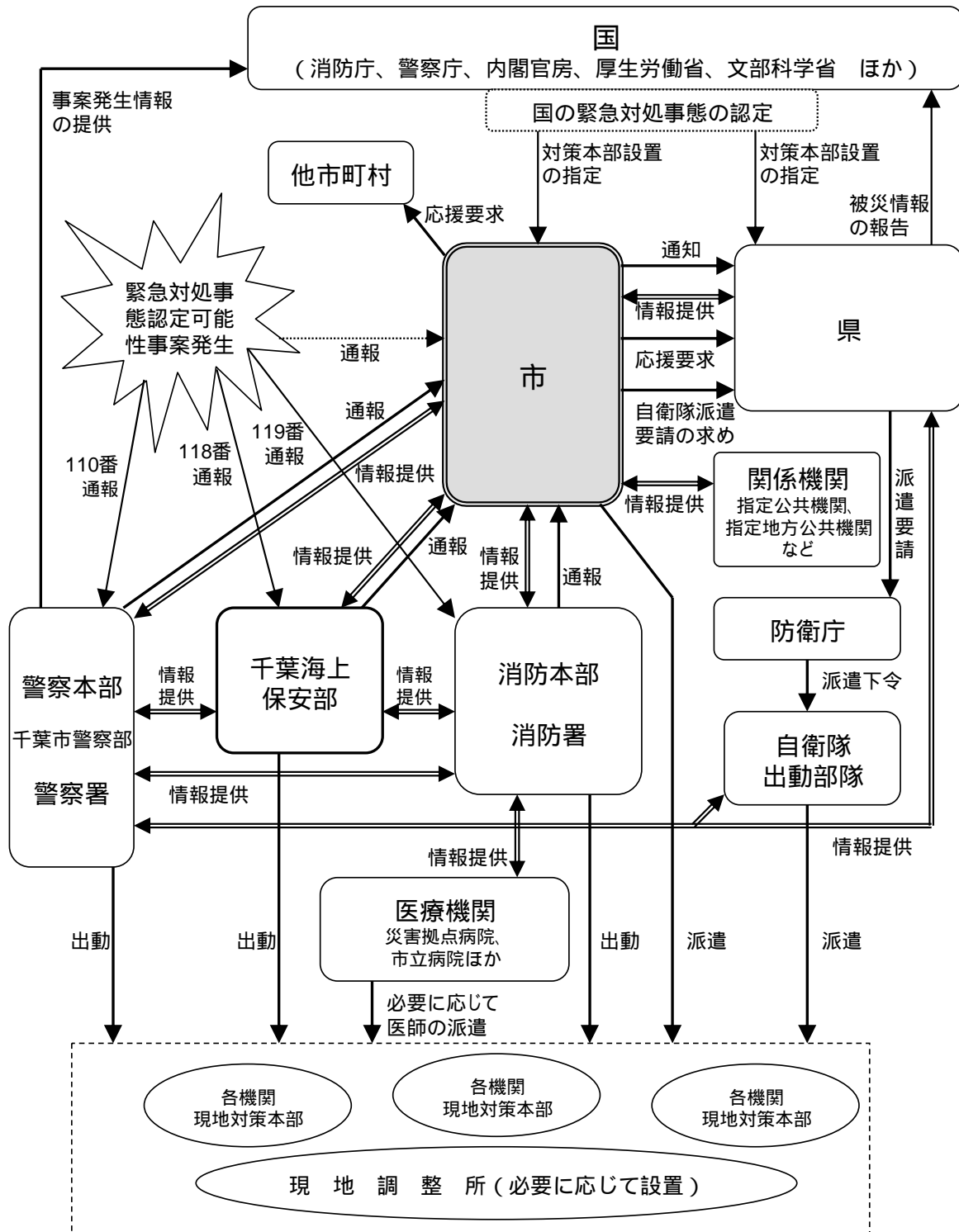
緊急処理事態認定前後における関係機関相互の連携形態は、第2編第2章第3の武力攻撃事態等における連携に準じるが、特に初動対応で重要となるのは、市や県と消防、県警察等の現地対処機関との連携である。

初動時における現地対処関係機関の主な役割は以下のとおりと想定されており、基本的な連携モデルは、次の(2)のとおり想定される。

- (1) 緊急処理事態の認定につながる可能性のある事案（以下、「緊急処理事態認定可能性事案」という。）発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集、情報提供、健康相談など
県	情報収集、情報提供など
県警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、簡易検知、検体採取、原因物質の特定、避難誘導、救助、交通規制、捜査活動など
消防本部・消防署	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、一次除染、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージ、二次除染など
自衛隊	捜索及び救出、除染など
千葉海上保安部	情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救助、船舶回航指導・支援など

(2) 緊急処理事態認定前後における関係機関連携モデル



「緊急処理事態」の形態は、いわゆるNBCテロや爆発物を使用したテロなど様々であるが、上に示している連携モデルは、事案発生時の各関係機関との連携のイメージを総括的に図示したものである。

各関係機関の総合調整は、基本的には現地付近に設置される現地調整所と市役所本庁舎内に設置される市緊急処理事態対策本部にて行う。

2 使用物質別の相互連携モデルと主な役割

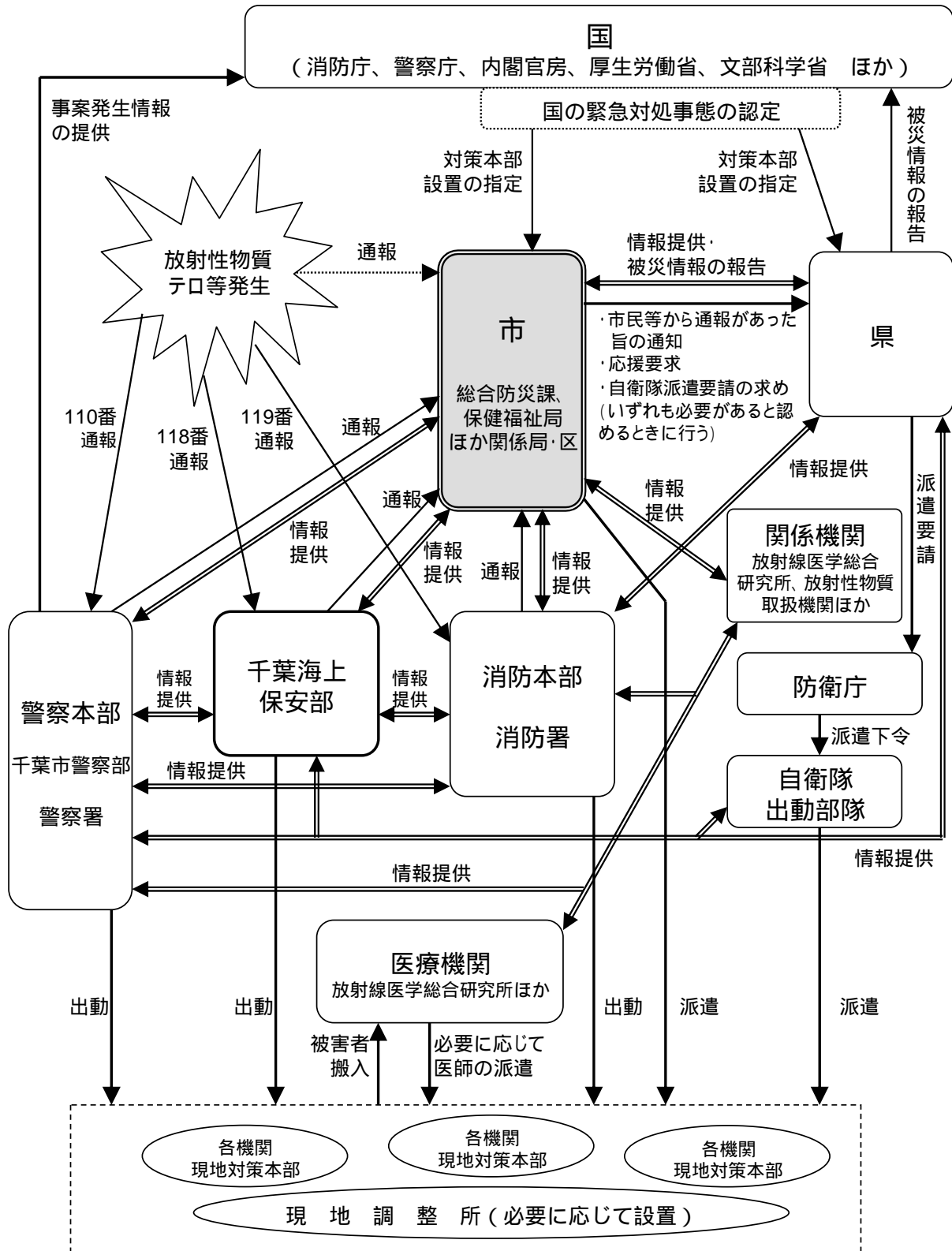
大規模テロなど緊急処理事態認定可能性事案において使用される物質は様々であり、その物質の性質類型ごとの現地対処関係機関の主な役割は以下のとおり想定されており、連携モデル及び発生時の連絡系統図は以下のとおり想定される。

(1) 放射性物質が使用された緊急処理事態認定可能性事案(以下、「放射性物質テロ等」という。)

放射性物質テロ等発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集、情報提供、避難誘導など
国	情報収集、情報提供、専門家の派遣、モニタリングなど
県	情報収集、情報提供、健康相談、モニタリングなど
県警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、避難誘導、救助、交通規制、捜査活動など
消防本部・消防署	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージ、除染など
自衛隊	捜索及び救出など
千葉海上保安部	情報収集、情報提供、救助、船舶回航指導・支援など

放射性物質テロ等発生時の関係機関連携モデル



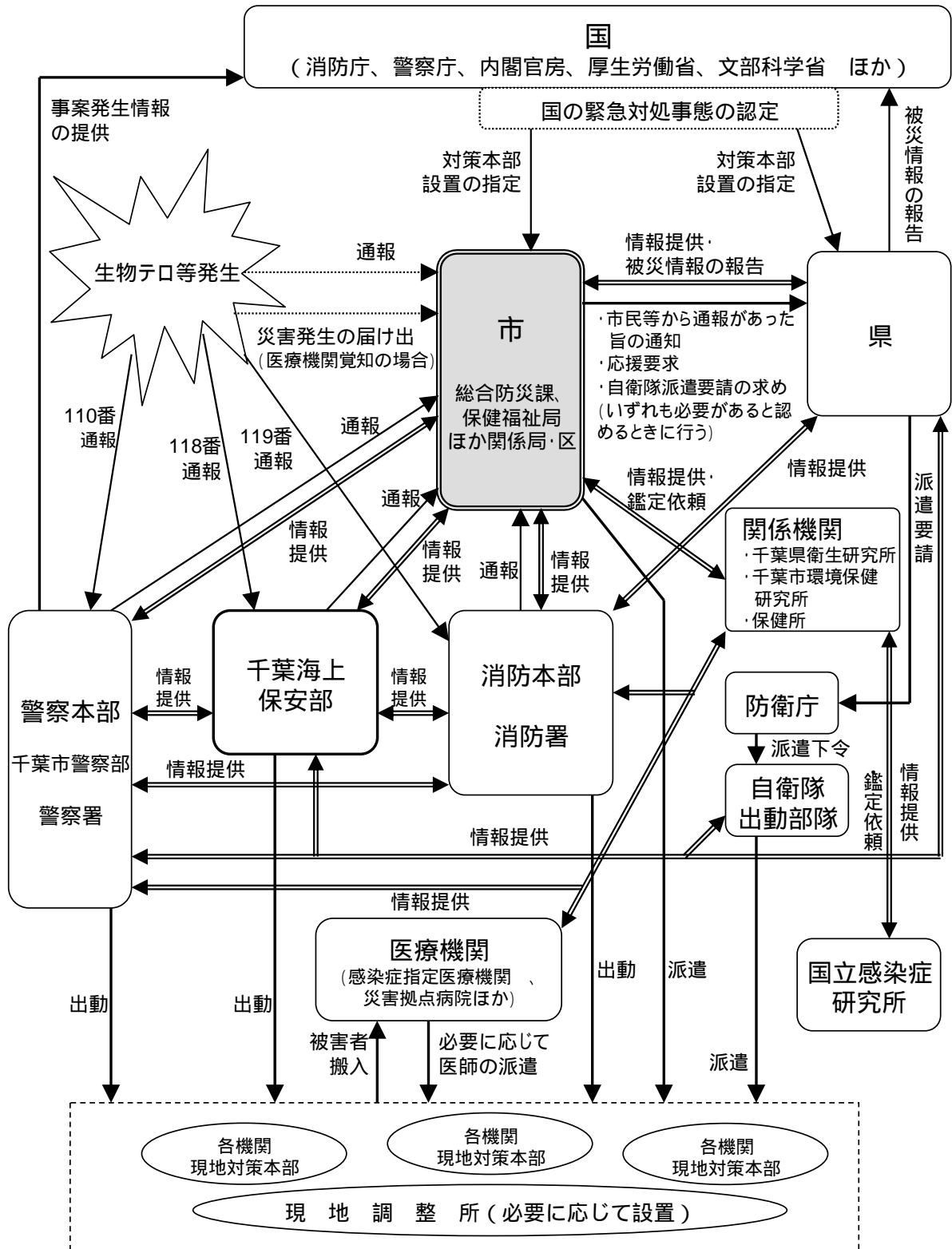
放射性物質テロの事例としては、大規模な被害が想定されるものとしては、輸送中の放射性物質の近くでトラック爆弾（大量の爆発物を積んだ大型車）を爆破させるということが挙げられる。

(2) 生物剤が使用された緊急処理事態認定可能性事案（以下、「生物テロ等」という。）

生物テロ等発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集、情報提供、健康相談など
県	情報収集、情報提供など
関係機関	感染経路等の調査、生物剤の検出、ワクチン接種（医療機関と協力）、 （可能な範囲で）地域・施設の除染、消毒など
県警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、避難誘導、 救助、交通規制、簡易検知、検体採取、捜査活動など
消防本部・消防署	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設 定、被害者の除染（生物剤を含んだ物質を散布されたときなど）、救急 搬送など
医療機関	救急医療、鑑定機関への情報提供・鑑定依頼
自衛隊	捜索及び救出、除染など
千葉海上保安部	情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救急搬送、立入制限など

生物テロ等発生時の関係機関連携モデル



ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であることに留意する。

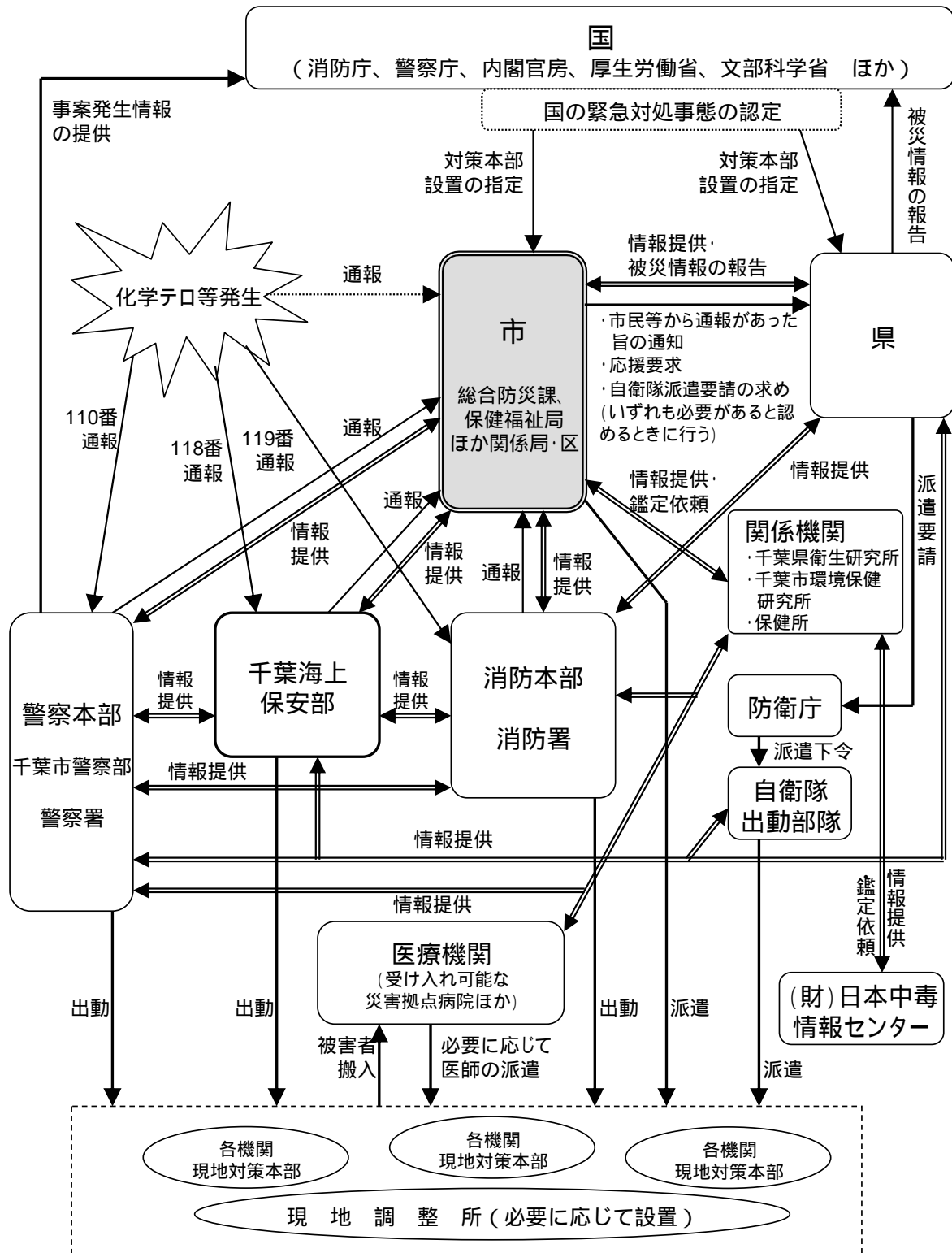
(注) 感染症指定医療機関 : 平成18年現在、千葉市内では千葉市立青葉病院のみ

(3) 化学剤が使用された緊急処理事態認定可能性事案（以下、「化学テロ等」という。）

化学テロ等発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集、情報提供、健康相談など
県	情報収集、情報提供など
関係機関	化学剤の検出、（可能な範囲で）地域・施設の除染・消毒など
県警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、交通規制、簡易検知、検体採取、原因物質の特定、捜査活動など
消防本部・消防署	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、立入禁止区域等の設定、被害者の一次除染、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送など
医療機関	救急医療、トリアージ、被害者の二次除染、鑑定機関への情報提供・鑑定依頼など
自衛隊	捜索及び救出、除染など
千葉海上保安部	情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救助、船舶回航指導・支援など

化学テロ等発生時の関係機関連携モデル

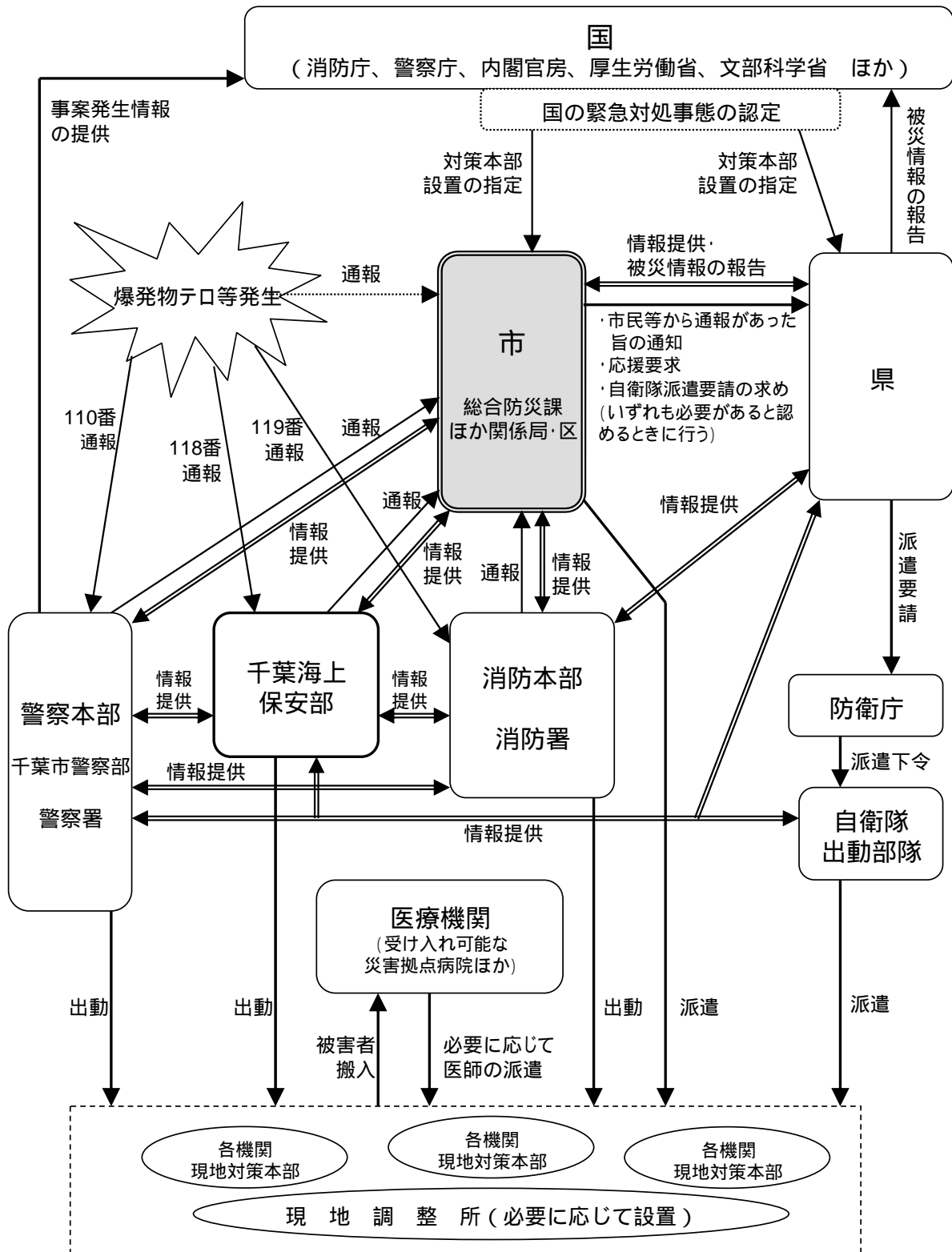


(4) 爆発物が使用された緊急処理事態認定可能性事案（以下、「爆発物テロ等」という。）

爆発物テロ等発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集、情報提供、健康相談など
県	情報収集、情報提供など
県警察	情報収集、情報提供、現場の保存、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、交通規制、捜査活動など
消防本部・消防署	情報収集、情報提供、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージなど
自衛隊	捜索及び救出など
千葉海上保安部	情報収集、情報提供、救助、救急搬送、船舶回航指導・支援など

爆発物テロ等発生時の関係機関連携モデル



第4 緊急対処事態への対処上の留意点

緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととされているが、例外となる下記の事項に留意を要する。

1 警報の通知・伝達 【基本指針第5章第3節2】

武力攻撃事態等における警報が、通知・伝達対象地域を限定せずに発令されるのに対し、緊急対処事態における警報は、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して通知・伝達対象地域を決定し、この地域に対して発令される点に留意する。

2 赤十字標章等の標章の取扱い

赤十字標章等及び特殊標章等は、国際的な武力紛争において使用されるものであることから、武力攻撃事態等における赤十字標章等の標章に関する法の規定は、国際的な武力紛争ではない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

3 国民経済上の措置の取扱い

武力攻撃事態が長期にわたる場合を前提とした、国民経済上の措置に関する規定(生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定)は、長期にわたるものと想定していない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害（以下「武力攻撃災害等」という。）による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等 【法第 139 条】

市は、武力攻撃災害等が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害等の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、代替通信手段の確保を行うとともに、現場の状況を勘案し、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請 【法第 140 条】

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) ライフライン施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害等が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 輸送路の確保に関する応急の復旧

市は、武力攻撃災害等が発生した場合には、管理する道路の被害状況を速やかに把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害等の復旧 【法第141条、第183条】

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害等による被害からの復旧の基本的な考え方を以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害等が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害等が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害等の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2 当面の復旧についての留意事項

市は、武力攻撃災害等により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

なお、水道・電気・ガス・通信等のライフライン施設が被害を受けた場合、市民の生活機能が著しく損なわれることに留意し、市、県及び指定公共機関等は相互に連携を図りながらこれらの施設の応急復旧が迅速に行われるよう努める。

第3章 国民保護措置等に要した費用の支弁等

市が国民保護措置等の実施に要した費用の支弁等に関し、必要な事項を以下のとおり定める。

1 国民保護措置等に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法 【法第168条】

市は、国民保護措置等の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、施行令第47条の定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置等の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償 【法第159条第1項】

市は、国民保護法に基づく土地等の使用、特定物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償 【法第159条第2項】

市は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準及び手続に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償 【法第160条】

市は、国民保護措置等の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める額を、同施行令に定める手続に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん 【法第161条第2項】

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導等に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって市が損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4 県又は他の市町村等の応援を受けた場合の費用の支弁 【法第165条】

市は、国民保護措置等の実施において知事又は他の市町村長等の応援を受けた際は、当該応援に要した費用を支弁する。

なお、当該応援を受けて費用を支弁するいとまがないときは、応援をした県又は他の市町村に費用の一時立て替え支弁を求める。

【参考】用語の定義

凡例

【法】…武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）

【事態対処法】…武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

あ

NBC攻撃（エヌ・ビー・シー攻撃）

核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）、化学兵器（Chemical weapons）を使用した攻撃のことをいう。

NBC災害

NBC攻撃によって引き起こされた、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害のことをいう。

か

基本指針 【法第32条第1項】

政府が、武力攻撃事態等に備えて国民保護措置の実施に関し、あらかじめ定めた基本的な方針のことをいう。平成17年3月25日に閣議決定された。

基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。さらに、都道府県の計画に基づき、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画が策定される。基本指針は、これらの計画の上位に位置し、指針的な内容が記載されている。

救援

都道府県知事又は政令指定都市市長が、国民保護計画で定めるところにより、区域内の避難住民や武力攻撃災害等の被災者に対して、衣食住等を確保するために行う措置のことをいう。具体的には、国民保護法第75条第1項に列挙されている避難所等の供与、食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出、などである。

緊急処理事態 【事態対処法第25条】

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。基本指針においては、攻撃対象施設等による分類及び攻撃手段による分類として、それぞれ2つの類型が挙げられている。（本編7ページ参照）

緊急処理事態対策本部 【法第183条】

緊急処理事態対策本部は、緊急処理事態において、内閣総理大臣から緊急処理事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定を受けた場合に、当該都道府県及び市町村に設置される。その他、国民保護対策本部に関する規定が準用される。

緊急処理事態対処方針 【事態対処法第25条】

緊急処理事態に至ったときに、政府がその対処に関して定める方針のことをいう。

緊急処理事態対処方針が定められて、初めて緊急処理事態の発生が認定され、都道府県緊急処理事態対策本部を設置すべき都道府県及び市町村緊急処理事態対策本部を設置すべき市町村が決定される

緊急対処保護措置 【法第178条】

緊急処理事態において、対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公

共同体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民の安全確保等に係る措置のこと。市町村においては、法第178条に措置義務が定められている。具体的な措置の内容は、国民保護措置に準じる。

緊急通報 【法第99条】

武力攻撃災害や緊急対処事態における災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、都道府県知事が、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときに、国民の保護に関する計画で定めるところにより、発令するものをいう。緊急通報の内容は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の現状及び予測、その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項である。

次に掲げる警報との違いは、発令主体が警報では国の対策本部長（内閣総理大臣）であるのに対し、緊急通報は都道府県知事であること、警報が比較的広範囲の地域を対象とし、場合により地域を特定せず発令されることもあるのに対し、緊急通報は限定された地域を対象としている、といった点である。

一方、住民等への伝達や、放送事業者による放送などは、警報の規定が準用される。

警報 【法第44条】

国の対策本部長（内閣総理大臣）が、武力攻撃災害や緊急対処事態における災害から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときに、基本指針及び対処基本方針等で定めるところにより発令するものをいう。警報の内容は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態の現状及び予測、攻撃が迫り又は攻撃が発生したと認められる地域、その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項である。

警報は、直ちに指定公共機関や都道府県知事、市町村長などに通知され、市町村長は、サイレンや防災行政無線等の手段を活用して、速やかに住民等へ伝達することとされている。また、指定公共機関等の指定を受けている放送事業者は、すみやかに警報の内容を放送することとされている。

現地対策本部 【法第28条第8項、千葉市国民保護対策本部及び千葉市緊急対処事態対策本部条例第5条】

都道府県知事又は市町村長は、それぞれの国民保護計画の定めるところにより、都道府県対策本部又は市町村対策本部に現地対策本部を設けることができる。本市対策本部条例では、市対策本部の副本部長、本部員その他の職員の中から市本部長が指名する者をもって、現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員に充てる、とされている。

現地調整所

本計画の定めるところにより、市長は、武力攻撃災害や緊急対処事態における災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現地における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときに、現地調整所を設置することができる。

国民保護法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」。平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行された。

武力攻撃事態等及び緊急対処事態において国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害等への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

国民保護協議会 【法第39条、第40条】

都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計

画を作成するための諮問機関をいう。市町村国民保護協議会においては、市町村長をもって会長とし、委員は、法第40条第4項各号に掲げる者のうちから市町村長が任命することとされている。

国民保護計画 【法第33条～第35条】

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、都道府県、市町村及び指定行政機関が作成する計画。

国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。

都道府県及び市町村の計画の作成や変更に当たっては、それぞれの国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県計画と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町村計画は都道府県知事にそれぞれ協議することになっている。

国民保護業務計画 【法第36条】

指定公共機関が基本指針に基づき又は指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画に基づき作成する計画。

各機関が実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定める。

業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告する。

国民保護措置 【法第16条】

武力攻撃事態等において、対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる措置のこと。

市町村の実施する国民保護措置については、法第16条第1項において、以下の措置が掲げられている。

- ・ 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- ・ 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- ・ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・ 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
- ・ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

国民保護対策本部 【法第25条～第31条】

国民保護対策本部は、武力攻撃事態等において、内閣総理大臣から国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体の指定を受けた場合に、当該都道府県及び市町村に設置される。市町村国民保護対策本部においては、市町村長をもって対策本部長とし、法第28条第4項各号に掲げる者をもって本部員とする。所掌事務は、市町村が実施する当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務とされている。

さ

災害時要援護者

本計画においては、災害時要援護者を「災害に対し自分の身体・生命を守るための対応力が不十分な高齢者、障害者、乳幼児、病弱者、日本語を解さない外国人など」と定義している。国民保護措置等の実施に当たっては、特段の配慮が必要とされる。

指定行政機関

内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもので、内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛庁、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省が指定されている。

指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。

平成18年4月現在162機関が指定されている。

指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるものをいう。具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、防衛施設局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部が指定されている。

指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

千葉県では平成18年4月現在、31事業者を指定している。

事態対処法 武力攻撃事態対処法

生活関連等施設 【法第102条】

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物を取扱う施設等）をいう。

赤十字標章

ジュネーブ条約第一追加議定書第8条(1)に定められている、白地に赤十字の標章のこと。同議定書において、医療要員、医療組織等が赤十字標章を使用することにより、敵国の攻撃から保護されることが定められている。赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（赤十字標章法）にて、赤十字標章の濫用が定められている。一方、国民保護法第157条では、濫用禁止の解除規定として、指定行政機関の長、都道府県知事又は政令指定都市市長が医療関係者等に対して赤十字標章を交付し使用させることができる旨、定めている。

石油コンビナート等防災計画

石油コンビナート等災害防止法第31条に基づき作成される計画。千葉県においては、東京湾岸の千葉県石油コンビナート等特別防災区域に係る災害防止等のため、千葉県石油コンビナート等防災計画が定められている。

た

対処基本方針 【事態対処法第9条】

武力攻撃事態等に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針のことをいう。

対処基本方針が定められて、初めて武力攻撃事態等の発生が認定され、都道府県国民保護対策本部を設置すべき都道府県及び市町村国民保護対策本部を設置すべき市町村が決定される。

対処措置 【事態対処法第2条第7号】

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

(1) 武力攻撃事態等を終結させるために、その推移に応じて実施する措置。

具体的には、自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開などがあげられる。

(2) 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する措置。

具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置などがあげられる。

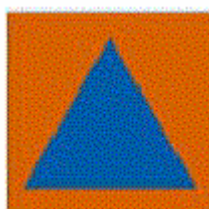
地域防災計画

災害対策基本法の規定により作成する計画で、都道府県防災会議は都道府県地域防災計画を、市町村防災会議は市町村防災計画を作成する。自然災害及び大規模事故災害への対処を定めており、国民保護計画が対象とする事象とは異なるが、災害の態様及び対処において類似性があることから、本市においては、千葉市国民保護計画には武力攻撃事態等及び緊急対処事態における特有の事項を定め、千葉市国民保護計画に定めのない事項については千葉市地域防災計画の定め例により対応することとしている。

特殊標章 【法第158条】

ジュネーブ条約第一追加議定書第66条3に定められている、オレンジ色地に青の正三角形の標章のこと。同議定書において、文民保護の任務に従事する者が特殊標章を使用することにより、敵国の攻撃から保護されることが定められている。

国民保護法第158条では、濫用禁止規定を置くとともに、都道府県知事又は政令指定都市市長が国民保護措置等に係る職務を行う者等に対して特殊標章を交付し使用させることができる旨、定めている。



【特殊標章】

トリアージ

災害発生時など多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度により傷病者を選別し、治療優先順位を決定することをいう。

は

避難住民等

国民保護法においては、避難住民及び被災者を指す。

避難先地域

住民の避難先となる地域のことをいう。(住民の避難の経路となる地域を含む。)

国の対策本部長（内閣総理大臣）は、避難措置の指示を行う場合には、避難先地域を示すこととされている。（法第52条第2項第2号）

避難施設 【法第148条】

住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、都道府県知事又は政令指定都市市長があらかじめ指定した施設のことをいう。

避難所

国民保護法においては、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示）の第2条第1号に示されたものをいう。武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、都道府県知事又は政令指定都市市長が、あらかじめ指定した避難施設その他適切な場所に避難所を開設することとなるが、具体的には公民館や体育館などに開設することが想定される。

避難実施要領 【法第61条】

都道府県知事から避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領のことをいう。市町村長は、避難実施要領を定めたときは、直ちに住民等に通知することとされている。

武力攻撃 【事態対処法第2条第1号】

我が国に対し、外部から、国又は国に準ずる者により、組織的・計画的に行われる武力攻撃をいう。

武力攻撃災害 【法第2条第4項】

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のことをいう。

武力攻撃事態 【事態対処法第2条第2号】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

武力攻撃事態対処法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」で、平成15年6月6日に成立し、同月13日に施行された。

武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。

この法律の規定を受け、国民保護法ほか有事関連七法が整備された。

武力攻撃事態等 【事態対処法第1条】

武力攻撃事態と武力攻撃予測事態のことをいう。

武力攻撃事態等対策本部 【事態対処法第10条】

対処基本方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、閣議にかけて臨時に内閣に設置される組織をいう。

国の行政機関が実施する対処措置を統括するだけでなく、地方公共団体や指定公共機関の実施する対処措置についても総合的に推進する。

武力攻撃予測事態 【事態対処法第2条第3号】

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

有事関連三法（武力攻撃事態関連三法）

- ・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（事態対処法又は武力攻撃事態対処法）
 - ・安全保障会議設置法の一部を改正する法律
 - ・自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律
- の3法を指す。

有事関連七法

武力攻撃事態対処法の規定を受け、平成16年6月14日に成立した法律を一般的に有事関連七法という。具体的には、以下の7法を指す。

- ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）
- ・武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（米軍行動関連措置法）
- ・武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（海上輸送規制法）
- ・自衛隊法の一部を改正する法律
- ・武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設利用法）
- ・武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（捕虜取扱い法）
- ・国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律（国際人道法違反処罰法）

要避難地域 【法第52条第2項】

住民の避難が必要な地域のことをいう。

国の対策本部長（内閣総理大臣）は、避難措置の指示を行う場合には、要避難地域を示さなければならない。